

# 定年を迎える方のための 年金サポートブック

—退職後に必要となる年金の知識と手続き—



---

令和8年  
仙台市職員共済組合

---

## はじめに

---

この冊子は、65歳定年への移行期に退職をなされる仙台市職員共済組合の組合員（一般）の方々に向けて作成したものです。

まず、はじめに、年金制度は決して最新の規定だけで運用されているものではないということがあります。振り返ると、昭和61年の大改正や最近では平成27年10月の被用者年金の一元化という大きな変化がありましたが、その時を境に過去の制度が全く顧みられなくなるものではなく、必ず経過措置や例外措置が設けられて、その後も運用され続けているものが数多くあります。

例えば、「共済年金」という言葉1つにしてもそうです。実は共済年金は、既に廃止されて厚生年金に統合されている制度となっています。

それにもかかわらず、「退職共済年金（経過的職域加算額）」という呼び名で現に年金の支払いが行われています。なかなか理解し難い「特別支給の老齢厚生年金」なども正にそれで、「本来支給」の制度完成まで生年月日の段階ごとに相当の期間をとって支給開始年齢の段階的引き上げを行っています。しかし、その反面、制度が複雑になり過ぎて、本来目指している制度の全体像に対する理解をより難しくしているように見受けられます。

近い将来、皆さまがご自分の年金を正しく受け取っていただくためには、最新情報に触れるだけでなく、過去から現在に至る年金制度の歴史のうち、大きな流れだけでも理解をされ、必要最低限の手続きはご自身でなさっていただくことが必要です。

そのために共済組合は最大限のお手伝いをいたします。どうか、本冊子を手に取られて、その理解と準備の一助として下さい。

なお、冊子本文は、令和7年現在の情報で作成していますが、年金制度は頻繁に改正されることが多いため、皆さまへ年金が支給される頃には、また制度等が変更されているかも知れません。その点は、どうかご諒解ください（ただし、短期組合員の方については、共済組合の長期（年金）組合員の資格はありません。）。

また、正職員（一般組合員）であった方が、いったん退職をされた後に短期組合員になる場合は、支給開始年齢に達するまで、「年金待機者」として、その方に必要な年金記録等を大切に保管させていただいております。そして、時期が来ましたら、請求手続き等の勧奨を行うようにしておりますように、退職したからといって、共済組合との関係が全く途切れてしまうわけではありませんので、ご安心ください。

令和8年1月

仙台市職員共済組合事務局

# 目 次

---

▶ 第1章 公的年金制度の概要	.....	1
1 現在の年金制度	.....	1
2 年金の種類	.....	2
3 年金を決定・支給する実施機関	.....	4
▶ 第2章 今後の年金手続きについて	.....	5
1 60歳までに備えておきたい年金リテラシー	.....	5
2 今後の年金やること・起こること年表	.....	15
3 退職後の手続き	.....	16
4 65歳に到達したとき	.....	20
5 年金受給開始後	.....	27
6 年金受給しながらフルタイム職員として勤務する場合	.....	29
▶ 第3章 知っておきたい老齢年金の諸制度	.....	30
1 特別支給の老齢厚生年金(再掲)	.....	30
2 加給年金額	.....	31
3 60歳からの繰上げ支給	.....	32
4 66歳以降の繰下げ支給	.....	33
5 1号厚年の加入期間のある女性の請求時期	.....	34
6 在職老齢年金(在職中年金受給者への支給調整)	.....	35
▶ 第4章 その他の年金制度	.....	42
1 加給年金額(再掲)	.....	42
2 加給年金の振替加算	.....	44
3 障害厚生年金	.....	47
4 遺族厚生年金	.....	51
5 「中高齢寡婦加算」と「経過的寡婦加算」とは	.....	53
6 退職年金以外の退職等年金給付(再掲)	.....	56
7 離婚時の年金分割制度	.....	59
8 「3歳未満の養育特例」とは	.....	61
▶ 第5章 退職後も留意すべき制度や手続きについて	.....	63
1 退職後の医療保険制度(健康保険制度)	.....	63
2 任意継続組合員について	.....	64
3 年金にかかる税金について	.....	66
▶ 第6章 年金待機者Q&A	.....	77

# 第1章 公的年金制度の概要

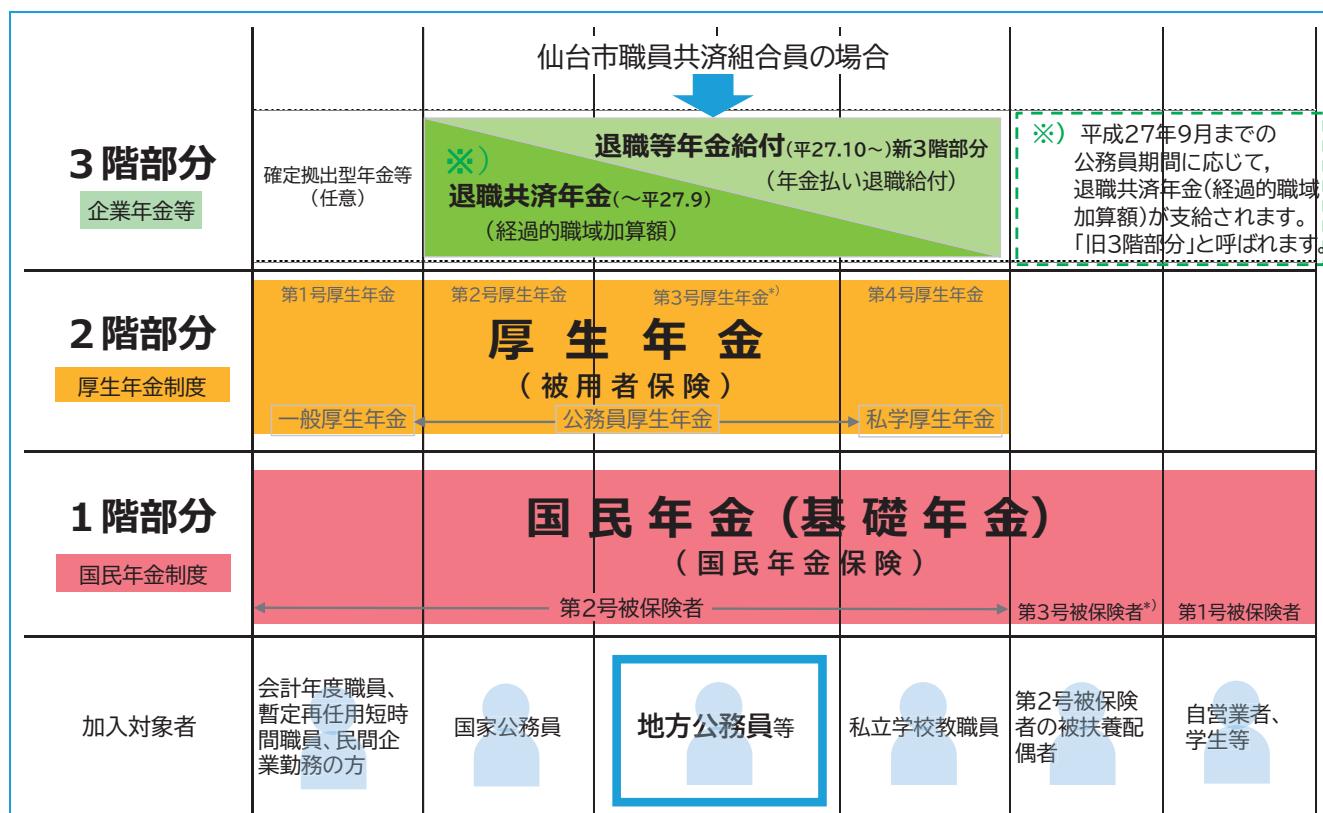
## ■ 1 現在の年金制度

仙台市職員である皆さん、国民年金と厚生年金という2つの公的年金制度と退職等年金給付という1つの共済組合固有の年金制度の合計3つの年金制度に加入しています。

3	退職等年金給付 (年金払い退職給付)	公務員の新たな退職給付として創設された年金制度で、新3階部分と呼ばれます。 平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎となります。
2	厚生年金 (被用者年金)	被用者(給与をもらい働く人)に共通する年金制度です。 働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。 国民年金に上乗せして支給されるため、2階部分と呼ばれます。
1	国民年金 (基礎年金)	全ての国民に共通する年金制度で、1階部分と呼ばれます。 昭和61年4月1日から「国民皆年金制度」が開始され、20歳以上60歳未満の全国民に加入義務があります。



**地方公務員共済組合の年金制度は「3階建て」です！**



\* ) 厚生年金と国民年金の被保険者の種別は、よく混同されてしまいますが、「第3号厚生年金被保険者」とは、公務員の組合員ご本人のことを指し、「国民年金第3号被保険者」とは専業主婦など、公務員や会社員の被扶養配偶者を指します。紛らわしさを避けるために、前者を「3号厚年」、後者を「国民3号」と呼ぶことが多いようです。

## ■ 2 年金の種類

### (1) 国民年金と厚生年金

国民(基礎)年金と厚生年金は、給付の事由により、①「老齢」、②「障害」及び③「遺族」の3種類があります。受給するためには、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

名称 種類	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老 齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり支給開始年齢に達したときに支給される年金
障 害	障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により一定以上の障害程度となった場合に支給される年金
遺 族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

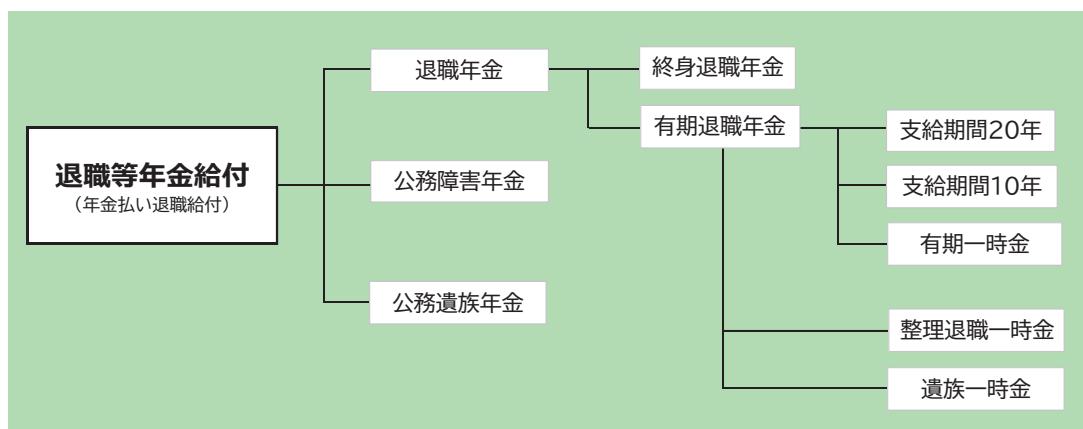
### (2) 退職等年金給付(年金払い退職給付)

退職等年金給付は、共済年金廃止後<sup>\*)</sup>の新たな年金として、平成27年10月より新設された、それまでの共済年金における「職域部分」に代わる、公務員共済組合固有の年金制度です。

毎月の給料から掛金を徴収し、その金額を積み立てていく「積立年金」として、退職年金のほか、公務障害年金や公務遺族年金もこの仕組みの1つとして分類される年金です。

給付の事由により、①「退職年金」、②「公務障害年金」、③「公務遺族年金」の3種類があります。

#### «年金払い退職給付の種類»



① 公務外の傷病が原因の場合には、後段の「その他の年金制度」において説明する、障害厚生年金や遺族厚生年金の支給があります。



公的年金の一元化により、現在「共済年金」は廃止されています。

\*) かつて、公務員が加入していた、いわゆる「共済年金」は、平成27年(2015年)の公的年金の一元化により厚生年金に統合され、厳密には現在、制度上の種類としては存在していません。

しかし、共済年金の「職域部分」に関しては、経過措置が設けられており、平成27年9月以前の組合

員期間がある方は、「退職共済年金(経過的職域加算額)」として支給されます(下記「ポイント」参照。)。

また、一元化前に既に受給権が発生している人に対しては、現在でも過去の制度名(退職共済年金)での年金の支給を行っています。

このような理由から、制度上では「共済年金」が廃止された現在でも、「退職共済年金」という用語が使われ続けています。

### (3) 1人1年金の原則

複数の年金の受給権がある場合には、原則として最も有利な年金を選択し、その年金以外は支給が停止されます(障害基礎年金受給者については、特例があります。)。

受給する年金を選択した後も、将来に向かって選択し直すことがあります。

- 例) ①老齢基礎と老齢厚生➡○  
②障害基礎と老齢厚生➡○  
③障害基礎と遺族厚生➡○  
※②、③の組合せは65歳以上の方の場合
- これらの組合せは両方の選択が可能

- 例) ④老齢基礎と遺族基礎➡×  
⑤遺族厚生と障害厚生➡×  
⑥老齢厚生と障害厚生➡×
- これらの組合せは片方のみを選択

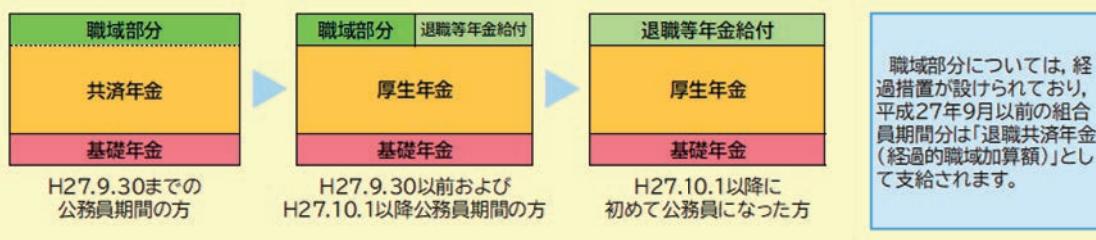
## ポイント

### 退職共済年金(経過的職域加算額)って何?

公務員の年金3階部分については、加入期間によって支給される年金の種類が異なります。これから65歳に到達しようとする組合員の皆さんの中で、平成27年10月1日以降に採用となった職員の方は、新3階部分だけとなります(下図の右)。

一方、それ以前に採用になった方は(同日前に退職された方を除く。)、平成27年10月1日前後で異なる新旧の公務員の年金3階部分に係る加入期間を持っているため、新旧2つの3階部分が支給されることになります(下図の中央)。

よって、該当する方に支給される年金は、合計で4種類となります。



### ■ 3 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する組織を「実施機関」と呼びます。公務員期間における厚生年金は最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は以下のとおりです。

	公的年金等	実施機関 (年金を決定・支給する組織)	加入者
新3階	退職等年金給付 (年金払い退職給付)	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	公務員厚生年金加入者 私立学校教職員
2階	厚生年金 (被用者年金)	一般厚生年金	日本年金機構 (年金事務所)
		公務員厚生年金 (経過的職域加算額も含む。)	国家公務員共済組合
		私学厚生年金	地方公務員共済組合 (仙台市職員共済組合等)  日本私立学校振興・ 共済事業団
1階	国民年金 (年金を決定・支給する組織)	日本年金機構 (年金事務所)	20歳以上60歳未満の全国民



老齢厚生年金は、それぞれの**実施機関**が決定・支給します。  
厚生年金保険に加入している20歳から60歳までの間は、同時に**国民年金**にも加入していることになります。

## ▶ 第2章 今後の年金手続きについて

### ■ 1 60歳までに備えておきたい年金リテラシー

定年延長により65歳定年が定着しつつある中にあっても、60歳は「還暦」ともいわれ、暦の上でも人生の上でも大きな節目であることは変わりません。

将来の生活設計のため、年金に関する情報や知識を身に付けていくことも大切です。

そこで、あなたの年金リテラシーを確かめましょう！まず、次の10つの質問に答えてみてください。

#### ▶ 年金リテラシーに関する10の質問に答えてみて下さい。◀

- ① 青い年金手帳を大切にもっていて、何の年金にどのくらいの期間加入していたかも分かっている。
- ② 年金手帳はもっていないが、自分の基礎年金番号を知っている。  
(昔、基礎年金番号通知書というものが届いたのを覚えていて持っている。)
- ③ 「ねんきん定期便」はハガキ大のもの、A4サイズのものとも全て目を通し、大切に保管している。
- ④ 共済組合から届く、ハガキ大の「給付算定基礎額残高通知書」の目的や見方を知っている。
- ⑤ 自分や家族(配偶者)がいつから年金を受け取れるようになるかを知っている。
- ⑥ 自分が将来、どんな年金が、大体どれくらいの額で貰えるかを知っている。
- ⑦ 年金を受け取る手続きは、いつ、何をきっかけに、また、どのようにやれば良いかを知っている。
- ⑧ 年金のことで今後どこに相談すればよいか分かっているつもりだ。
- ⑨ iDeCo や NISA について知っている。
- ⑩ ライフプランセミナーや退職者セミナーなど、退職後の生活設計に役立つ研修には、積極的に参加している。

どうですか？10問中何個が「YES」でしたか？「YES」が半分以上の方は、年金リテラシーが相当高いといえます。また、「0」という方もご心配はありません。次ページ以降をお読みいただければ、あなたの年金に対する知識と理解は格段に高まるはずです。あなたの年金リテラシー向上のため、この小冊子をご活用ください。

## (1) 年金手帳と基礎年金番号通知書について

年金手帳とはどのようなものですか？皆さんはどのようなものをお持ちでしょうか？

初めて公的年金制度に加入した時期によって、下図のような表紙の年金手帳が交付されている筈です(交付されていないという方もいるかと思いますが、次頁(2)で後述するように、手帳がお手元に無くても問題はありません。)。

年金手帳には、加入者個人を特定する基礎年金番号、国民年金の種別、厚生年金保険の加入・脱退記録などの情報が記載されています。

また、平成8年12月以前から公的年金制度に加入していた方には、薄青緑地のハガキ大の「基礎年金番号通知書」が廃止前の社会保険庁名で平成8～9年中に送付されている筈です。

そして、令和4年4月以降に公的年金制度に加入された方からは、青色の年金手帳の新規発行は廃止され、代わりに基礎年金番号通知書(黄色の紙カード)で年金番号を通知することになりました。

廃止の理由としては、ICT やマイナンバーの導入が背景にあるとされています。年金の情報は、実質オンラインシステムで管理され、国民1人ひとりに割り振られたマイナンバーで年金手続きが可能となり、手帳で管理する必要性が薄くなってきているからです。年金手帳は、その役割をようやく終えたといえるでしょう。



茶色の年金手帳



オレンジ色の年金手帳



青色の年金手帳

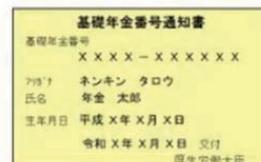


基礎年金番号通知書

『昭和35年10月～昭和49年10月まで』

『昭和49年11月～平成8年12月まで』

『平成9年1月～令和4年3月まで』



新しい基礎年金番号通知書

『令和4年4月～』

## (2) 年金手帳や基礎年金番号通知書を紛失してしまったとき

もし、これらの書類が手元にない、又は失くした場合にはどうなるでしょうか？

実害はないですが、例えば、退職後、民間の会社に勤めるようになった場合に、勤め先から基礎年金番号自体と、それが正しいことを示す証憑として提出を求められたり、また、個人型確定拠出年金の iDeCo にこれから加入する場合にも、ご自身で申込書類に基礎年金番号を記入したりする場面が出てきます。

そのような際には、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」を再発行してもらうことが可能です。年金手帳をなくした場合でも、再発行されるのは「基礎年金番号通知書」となります。詳しい再発行の手続きに関しては、お住まいを管轄する各年金事務所にお問い合わせください。

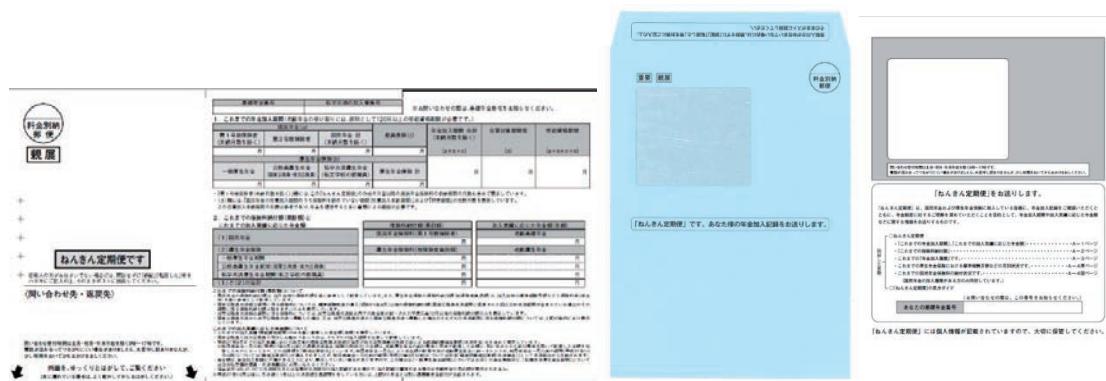
なお、基礎年金番号はこの通知書がなければ分からぬといいうものではなく、当共済組合から送付された「ねんきん定期便」にも記載があるほか、「マイナポータル」又は「ねんきんネット」で即時に確認することも可能となっています。

## (3) ねんきん定期便について

「ねんきん定期便」は、年金制度への理解を深めることを目的として、毎年誕生日月に送付しているものです。被保険者の種別ごとに送付機関が異なり、組合員の方には当共済組合より送付されます。

圧着ハガキでの送付となります、節目となる35歳、45歳及び59歳のときには、封書で送られて来ます。

また、50歳以上になると、見込額等がより詳細に記載された圧着ハガキが送付されます。組合員の方については、58歳までの送付となりますのでご注意ください。



記載内容については、年齢や年金の受給者になった方など、立場によって若干異なりますが、主に以下のような情報が記されています。

- ① 年金加入期間
- ② 保険料納付額
- ③ これまでの加入実績に応じた年金額
- ④ 月別状況(直近13月)

ねんきん定期便を確認すれば、今まで納めてきた年金の額や年金加入期間、現在、自分が貰える年金の額などが分かります。

ただ、これらを無くしてしまったからといって、将来の請求手続き等に支障を来すことはありませんのでご安心ください。

## ポイント

### ねんきん定期便は誕生日の2カ月前に作成されて誕生日に届く

ねんきん定期便は、毎年届くものと特別な節目のときに届くものの2種類あります。  
年齢及び被保険者の種別ごとに、以下の形式／通知内容のものが送付されます。

	共済組合員	1号厚生年金被保険者
①50歳未満(②を除く)	ハガキ／加入記録(1年間分)	
②35歳・45歳【節目】	封書／これまでの詳細な加入記録	
③50歳～58歳	ハガキ／加入記録(1年間分)と年金見込額	
④59歳【節目】	封書／これまでの詳細な加入記録と年金見込額	
⑤60歳以上		ハガキ／③と同様
⑥年金受給者	×(送付されません)	ハガキ／加入記録(1年間分)

※市役所勤務の場合でも、短時間勤務の方は「1号厚生年金被保険者」となります。

#### (4) 給付算定基礎額残高通知書について

共済組合固有の年金である「退職等年金給付(年金払い退職給付)」は、将来の年金の原資とするため、個人ごとに掛金・負担金を積立てています。この積立てた額を「給付算定基礎額」といい、毎月積み立てられるものであることから、前年度に積み立てた給付算定基礎額等に関する各情報を「給付算定基礎額残高通知書」(圧着ハガキ)の形で、毎年1回6月初旬頃、ご自宅へ送付してお知らせしています。(通知書の見方など、より詳しい説明は→p.21~23)。

このハガキを「ねんきん定期便」と勘違いして、「えっ、私の年金こんなに少ないの!?」と驚かれた方もいるかと思いますが、どうかご安心ください。この通知書に記載されているのは、あくまで共済組合が企業年金に相当する私的年金として給付する一部の年金の“基礎となる金額の残高”であり、実際に受け取る全体の年金額そのものではありません。

一方で、「ねんきん定期便」は厚生年金等を含めた主立った年金見込み額を示す資料です。両者は役割も性質も全く異なります。どちらも大切なお知らせですが、意味を取り違えてしまうと不安や誤解を招きかねませんので、届いた書類のタイトルと内容をよくご確認の上、正しく読み解いてください。

新東京郵便局  
料金別納  
郵便

980-8671  
仙台市青葉区上杉1-5-15  
日本生命勾当台南ビル2階

共済 太郎 様

00009872

※1 00123-00-000000000456-00000789

親 展

※個人の名前(姓)でない場合は、会社の組織(「組織名」と「所属していいる会社」)の名前(姓)でなくともOKです。ただし、会社の名前(姓)でない場合は、会社名(会社名)と会社名(会社名)の間に「(会社名)」と記入してください。

組織名(姓)  
会社名(姓)

退職等年金給付(年金払い退職給付)の  
「給付算定基礎額残高通知書」です

給付算定基礎額残高通知書

◆通知書に表示されている各項目の見方

○標準算定額  
標準算定額となる標準算定額の額です。  
請求手当額を受けている月は、請求手当額の額が合算されています。

○付与額  
標準算定額に付与率を乗じた額です。

○利息  
毎月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に標準利率(1ヶ月単位)に換算した額を乗じた額です。

○給付算定基礎額残高  
前年度の算定基礎額残高。当月の付与額及び利息の合計額です。  
年金額の算定の基礎となります。

○付与額残高  
各和元年度の各月の付与額を累計した額です。

○利息額  
各和元年度の各月の利息を累計した額です。

○今回落込  
和元年度末における給付算定基礎額残高です。

○年金払い退職給付加入期間  
平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。

○付与手当  
付与手当をするために標準算定額に乗じた額です。  
付与手当の算定にあたっては、該職等会員が会員登録された者及びその者の配偶者生活の持続を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることを考慮して設定することとされています。

○利息率  
利息を算めるための率です。  
10年利便の算定利率(利回り)の直近5年平均と直近5年平均のうち低い方の半を基準としており、毎年10月に見直しされます。

## (5) 年金の支給開始年齢について

年金は65歳から支給されるものと、何となく理解をされている方が多いと思いますが、それより早めに受け取っている人の話も聞いたことがあります。

これは、平成12年の法改正によって、老齢厚生年金の支給開始年齢がそれまでの60歳から65歳へと段階的に引き上げられることになったことによるものです。

これを「特別支給の老齢厚生年金」と呼びますが、これは、制度移行が完成した後の65歳から支給される年金を「本来支給の老齢厚生年金」と呼ぶことに対応するものです。いわゆる「繰上げ支給」や「繰下げ支給」とは制度的に別の話で、移行が完成すれば、この制度はなくなります(→p.30「特別支給の老齢厚生年金(再掲)」参照。)。

地方公務員(一般)の場合、男女とも、昭和36年4月2日以降に生まれた方が65歳到達となる令和8年(2026年)をもって制度移行は完成しますが、「特定消防組合員」と呼ばれる方々については、それより6年遅れて、昭和42年4月2日以降に生まれた方が65歳到達となる令和14年(2032年)に移行が完成します。

【一般組合員】

生年月日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

【特定消防組合員】

生年月日	支給開始年齢
昭和34年4月1日以前	60歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳
昭和42年4月2日以後	65歳

地方公務員の皆さんには、上表のように男性も女性も共通の支給開始年齢(「一般組合員の場合」を指す。)が適用されます。つまり、昭和36年4月2日生まれの女性公務員であっても、地方公務員の加入期間(3号厚年期間)の年金については、65歳前の特別支給の老齢厚生年金の受給権は発生せず、65歳に到達して初めて本来支給の老齢厚生年金の受給権が発生するに過ぎません。

しかし、同じ昭和36年4月2日生まれの女性であっても、民間の企業に勤めた期間(第1号厚生年金被保険者としての加入期間)がある方の当該期間分の年金については、制度移行途中となるため、62歳で特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生します(下表参照。)。

【1号厚生年金被保険者】

生年月日	支給開始年齢	
	男性	女性
昭和28年4月1日以前	昭和33年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	昭和41年4月2日以後	65歳

条件に該当する女性は、男性及び共済組合から支給される老齢厚生年金とは受給権発生のタイミングが異なりますので、日本年金機構から請求書類が届いた際に忘れずに請求を行うことが必要です(→p.34「1号厚年の加入期間のある女性の請求時期」参照。)。

## (6) 将来受け取る年金額について

第1章で触れたとおり、地方公務員の公的年金制度は3階建てとなっています。支給開始年齢を迎えると、最大で以下の4種類の年金を受け取ることができます。

●老齢基礎年金

○老齢厚生年金

●退職共済年金(経過的職域加算) ※H27.9.30までの組合員期間がある方

●退職等年金給付(年金払い退職給付) ※H27.10.1以降の組合員期間がある方

それぞれについて、自分が将来受け取ることのできる見込み額を知るには、以下の方法が挙げられます。

### ① ねんきん定期便を確認する … ● ○ (●:50歳以上のみ)

自分が貰える老齢年金がどの程度かを知るには、前述したねんきん定期便の活用が早道です。

今後の老後資金の計画も立て易くなるため、ねんきん定期便が手元に届いたら、ぜひ目を通してみて下さい。

ただし、共済組合員の場合は59歳までの送付となりますので、ご注意ください。

### ② 給付算定基礎額残高通知書を確認する … ●

前述したように、「退職等年金給付(年金払い退職給付)」については、これまでに積み立てた額を記載した「給付算定基礎額残高通知書」を毎年6月に、ご自宅宛てに送付しています。

この通知書を活用し、例えば、65歳から終身年金+有期年金20年払いを選択される場合、「給付算定基礎額残高」を終身現価率<sup>\*)</sup>(65歳時の最新)と有期現価率(240月最新)の加重平均 $\rightarrow (22.43 + 19.05) \div 2 = 20.74$ で割ることにより、年間支給額の目安とすることができます。

\*) 「終身年金現価率」(65歳時) $\rightarrow 22.43$ と「有期年金現価率」(20年=240月) $\rightarrow 19.05$ (R7.10時点)

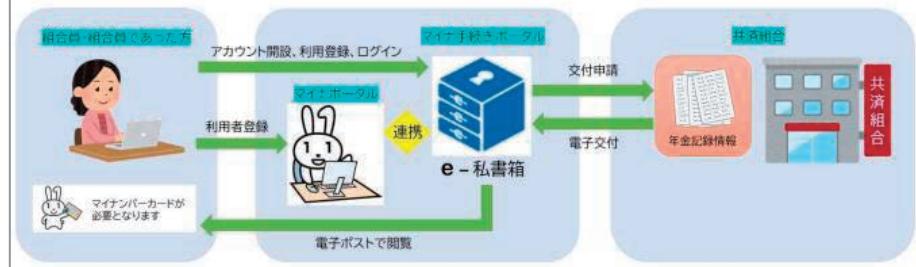
### ③ 年金記録情報の電子交付を利用する(「マイナ手続きポータル」の利用) … ● ○ ● ●

令和7年4月から、「マイナ手続きポータル」と呼ばれる、マイナポータルと連携した情報提供サービスを利用することにより、組合員や組合員であった方の公務員期間に係る年金加入記録や将来受け取ることができる年金の見積額などの情報をスマホやPCを通じてPDFの形で取り出すことができるようになりました。利用に当たっては申込みが必要となりますので、全国市町村職員共済組合連合会のWebサイトをご確認ください。



## 年金記録情報の電子交付

～年金見込額等の年金記録情報を電子データ（PDF）で受け取れます～



なお、本サービスで確認できるのは、あくまでも公務員期間分のみを元にした試算額です。そのため、第1号厚生年金の加入期間がある方が、オンライン上で、当該期間分に係る厚生年金や、より正確な基礎年金の見込額を確認したい場合は、日本年金機構が提供している「ねんきんネット」をご利用ください。

 日本年金機構  
Japan Pension Service

Googleカスタム検索 検索 > 採用情報

ホーム 年金の請求・手続き 申請・届出様式 年金Q&A 年金のご相談(面談・郵口) 日本年金機構について

## ねんきんネット



「ねんきんネット」の  
初回利用登録は  
マイナンバーカード<sup>®</sup>か  
便利です!





新規登録  
ねんきんネットを初めて  
利用する方はこちら



ログイン  
ねんきんネットを利用  
したことがある方はこちら



### 「ねんきんネット」とは?

ご自身の年金情報の確認や  
各種手続きが行えるサービスです!

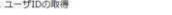
### ねんきんネットに登録するには?

2つの方法があります。

- マイナポータルとの連携
- ユーザIDの取得



「ねんきんネット」とは?



「ねんきんネット」の登録方法

ホーム 年金記録を確認する 将來の年金額を試算する 遺嘱書を確認する 屋敷を申請する その他の便利機能を利用する 各種設定を変更する ログアウト

[トップページ](#) > 将來の年金額を試算する

## 将来の年金額を試算する

年金見込額試算の説明 [閉じる](#)

○ 年金額は貴金属や物価などの変動に応じて、毎年見直しが行われるため、将来受け取られる年金額と異なる場合があります。

○ これから年金を受け取る方が年金見込額試算を利用された場合、記載者等の情報が反映されないため、試算結果に加給年金額や振替加算額は試算されません。

○ 残に年金を受け取る方が年金見込額試算を利用された場合、試算結果に加給年金額や振替加算額が表示されてしまうとしても、実際に受け取れる年金額とは異なることがあります。試算結果はあくまで目安としてご覧ください。

○ 国共済、地方公済、私共済の加入期間（共済加入期間）は老齢基礎年金のみが試算対象となります。（直近1年以内の共済加入期間は試算結果に反映されない場合があります。）また、試算対象となるない額額比部分の年金見込額は、各共済へお問い合わせをお願いいたします。

**① かんたん試算**はじめての方はこちらから  
現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して  
見込額を自動的に試算できます。

**② 詳細な条件で試算**

以下の条件を入力し、試算できます。  
・今後の加入期間、収入および期間  
・受給開始の年齢  
・国民年金保険料を納付・後払い（滞納）した場合

**③ 試算結果一覧を表示**

「かんたん試算」、「詳細な条件で試算」で実施した試算結果の確認や、試算結果をグラフで比較できます。

④ 年金見込額の試算依頼(「年金概算書」の交付)をする … ● ● ● (●)

共済組合では、毎年1月中旬頃、厚生課が主催するその年の3月末に退職予定の職員に向けた「退職セミナー」の場において年金の説明を実施していますが、その際に配付する資料として、個人ごとの老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）の試算表（「概算書」）を作成しています（ただし、公務員期間分のみ。）。

共済組合では、このセミナーへの参加者だけでなく、組合員（長期）の方であれば、隨時、年金額試算のご依頼に対応します（ただし、55歳以上の方のみです。また、退職等年金給付（年金払い年金給付）についても個別の相談の範囲であれば、試算対応できます。）。

「年金額試算依頼書」を窓口に備え付けておりますが、詳しくは、まずお電話にてご相談（ご予約）下さい。（※年金受給者の方は「年金証書」の金額をご確認ください。）

→電話番号：〈外線〉214-1227 〈内線〉724-2237, 2238（年金係）

## （7）年金の請求手続き

支給開始年齢を迎える誕生日の数か月前に、当共済組合か、又は日本年金機構から、請求書が入った案内の封書が届きますので、それを行動のキッカケとしていただいて結構です。それまで、何か具体的に何かを行う必要はなく、せいぜい、この冊子を見返すなどして、制度への理解を深めるか、或いはこれが最も大切かも知れませんが、困ったときの相談先（窓口）を確認しておくとよいでしょう。

ただし、当共済組合から封書を送付する際、お届け先は、在職時代にご登録いただいた住所となります。宛所不明とならないよう、退職後、住所変更等がある場合には、必ず共済組合年金係までご一報ください（p.18参照。）。

## （8）年金の相談窓口

今後は、多くの方々の年金支給は65歳から始まるものと思いますが、その間の待機期間中は、支給年齢到達時の実際の請求手続きや、支給開始後の家族の状況の変化等における各種届出を相談する上でも、最も身近な窓口を確認しておくとよいでしょう。その場合、次の①～③が地域にあって、どのような役割分担をしているのかを知っておく必要があります。大まかにいえば次のようなものです。

### ① 当共済組合

共済組合の期間に係る年金については、年金係までお問合せください。

### ②（北、東、南）各年金事務所

仙台管内の3年金事務所（北・東・南）は、いずれも【日本年金機構】が運営する公的窓口で、厚生年金・国民年金に関する手続きを扱います。年金加入記録の照会、又は、記録の漏れや誤りの訂正を求める場合も、年金事務所へご相談下さい\*）。なお、公務員共済特有の制度や試算には対応していません（営業時間…月～金の平日 8:30～17:15）。

\*）共済組合等の記録に漏れ・誤りがあると思われる場合は、加入していた共済組合等に問い合わせていただいて結構です。

→・北年金事務所 青葉区宮町 4-3-21 ☎022-224-0891

・東年金事務所 宮城野区宮城野 3-4-1 ☎022-257-6111

・南年金事務所 太白区長町南 1-3-1 ☎022-246-5111

（注）窓口での年金相談は予約制のため、事前に電話かネットで確認を。

### ③ 街角の年金相談センター仙台

全国社会保険労務士会連合会が日本年金機構の委託を受けて運営する公的な年金相談窓口です。主に年金請求や記録確認の補助などを担います。平日（月～金）の9:00～17:00に予約制で相談を受け付けています。②と同様に、公務員共済特有の制度や試算には対応していません。

►所在地:青葉区国分町3丁目 6-1 仙台パークビル2階 ☎022-262-5527

## (9) 退職後の資産形成について(iDeCo や NISA)

公的年金や退職金だけでは、老後が不安という方々の間に個人年金として、iDeCo(イデコ)や NISA(ニーサ)などの資産運用を検討される方が増えています。共済組合の事務に直接は関係ございませんが、基礎年金番号が手続きに必要であるなど、皆さまお1人おひとりの退職後の生活には大いに関係して来るので、簡単にご紹介しておきます。

### ① iDeCo(イデコ)

老後資金を準備するために設けられた個人型確定拠出年金 iDeCo(イデコ) は、私的年金制度の1つです。公的年金制度加入者が、自分で決めた掛け金を毎月積み立てて自分で運用し、資産形成する年金制度です。平成29年(2017年)1月以降は、公務員でも加入可能になりました。

令和5年(2023年)4月以降、公務員の定年がこれまでの60歳から65歳へと段階的に引上げられ始めた中で、iDeCo に加入していれば定年を迎える65歳まで引き続き掛け金を積立てられるため、より一層老後資産の準備がしやすくなります。

### ② 新NISA

NISAは、少額投資の非課税制度です。令和5年度税制改正により、令和6年(2024年)から内容が拡充されました。改正後のNISAを一般的に「新NISA」と呼んでいます。NISAが公務員に注目されるのは、公務員に禁止されている副業に当たらないことに加え、運用益が非課税であり、給与所得には該当しないため、所得税や住民税などの税金がかからず確定申告が原則不要であるためです。

新NISAでは、年間投資枠や非課税保有限度額の引き上げ、つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能など、従来よりも使いやすい内容となりました。

また、非課税保有期間や投資可能期間の制限も撤廃され、長期投資として活用しやすい内容になっています。投資であることから損失のリスクはあるものの、制度の範囲内で得た利益が非課税となるため、資産形成を図る際に有効な手段の1つです。

## ポイント

### なぜ、iDeCo 申込に「基礎年金番号」が必要なの？

iDeCo に加入できるのは60歳未満<sup>\*)</sup>で公的年金制度に加入していることが条件です。

iDeCo は、あくまで国民年金の上乗せという位置付けなので、国民年金保険料をきちんと払っている人が対象となっているからです。そのため iDeCo に加入する際は「基礎年金番号の記入が必要」になって来るのであります。

※ 令和6年12月から、iDeCo 加入時(個人払込の場合)の「事業主証明」が廃止されたことに伴い、それまで厚生課からの照会により共済組合が回答していた基礎年金番号が、申込者自身で記入するよう手続きが変更となりました。申込時の書類は1つ減りましたが、基礎年金番号を組合員自身が確実に把握しておくなど、より注意が必要です(現在、仙台市(厚生課)では、iDeCo 掛金納付の事業主払込は行っておりません。)。

\*) 2022年5月より任意加入者や厚生年金被保険者など、国民年金に加入している場合は65歳まで加入できるようになります。

## (10) 定年後を見据えた生活設計について

市役所厚生課では、「ライフプランセミナー」という名称で、45歳到達時の職員を対象に、前述の iDeCo や NISA の紹介をはじめ、退職を含めた人生設計に必要な情報を早い段階から提供する内容の研修を金融機関から講師を招いて実施しています。

また、市互助会においても資産形成に資する金融商品や住宅購入資金等のWebセミナーを、受講対象を限定せずオンラインで実施しています。

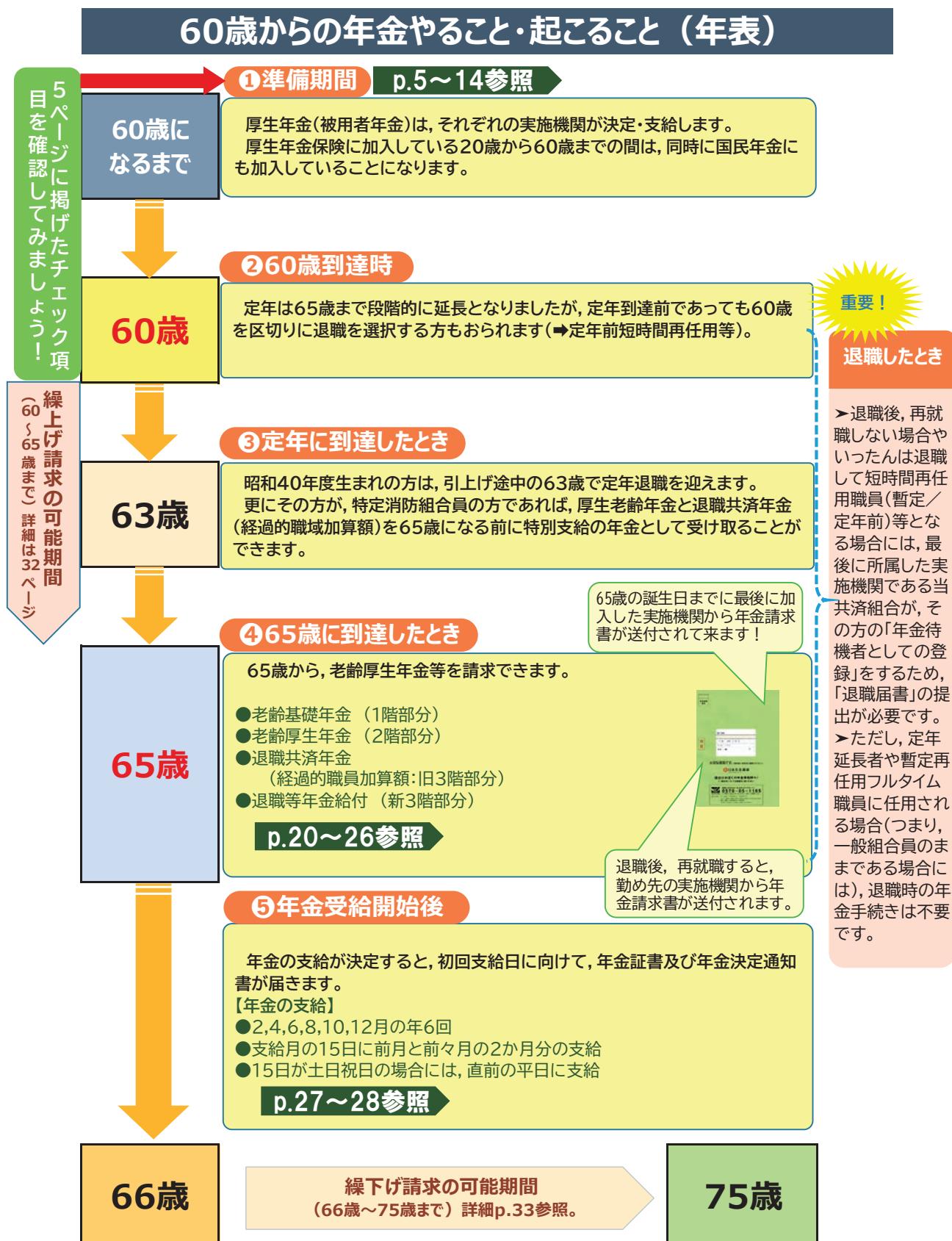
そのほか、55歳に到達した職員に対しては、退職に向けた準備として、退職後の年金や退職手当、健康保険等の情報をまとめた「生活設計ガイドブック」を配付しています。

退職後の生活を安心して迎えるためには、これらの機会を活用して退職後の生活設計を考えてみるのも良いでしょうし、これに限らず自分自身で情報を収集したり、最近の社会事情にも理解を深めたりすることも重要です。



## ■ 2 今後の年金やること・起こること年表（60歳～75歳まで）

60歳から65歳までの退職後を意識する時期に向けて、これから年金について準備しようと思われている方は、下の年表を参考に、お手元に届いた年金に関する書類や郵便物のほか、何時いつまでにしておかなければならぬ手続きなどについて確認してみて下さい。



## ■ 3 退職後の手続き

退職時の手続きについては、次の表と次ページのフローチャートを確認して、退職する日までに届出書を共済組合へ提出してください(1か月前から受け付けています。)。

なお、ここでいう「退職」とは、「仙台市職員共済組合の一般組合員ではなくなること」をいいます。仕事を続けていたとしても、任用形態が変わったことで「一般組合員」から「短期組合員」になる場合は、「退職」と同様の扱いとなりますので、「退職届書」の提出が必要です。

また、この任用形態の変更により、「一般組合員」の資格を取得した場合には、「資格取得届書」及び、「年金加入期間等報告書」の提出をお願いします。

### 【4月1日からの勤務状況と必要な手続き】

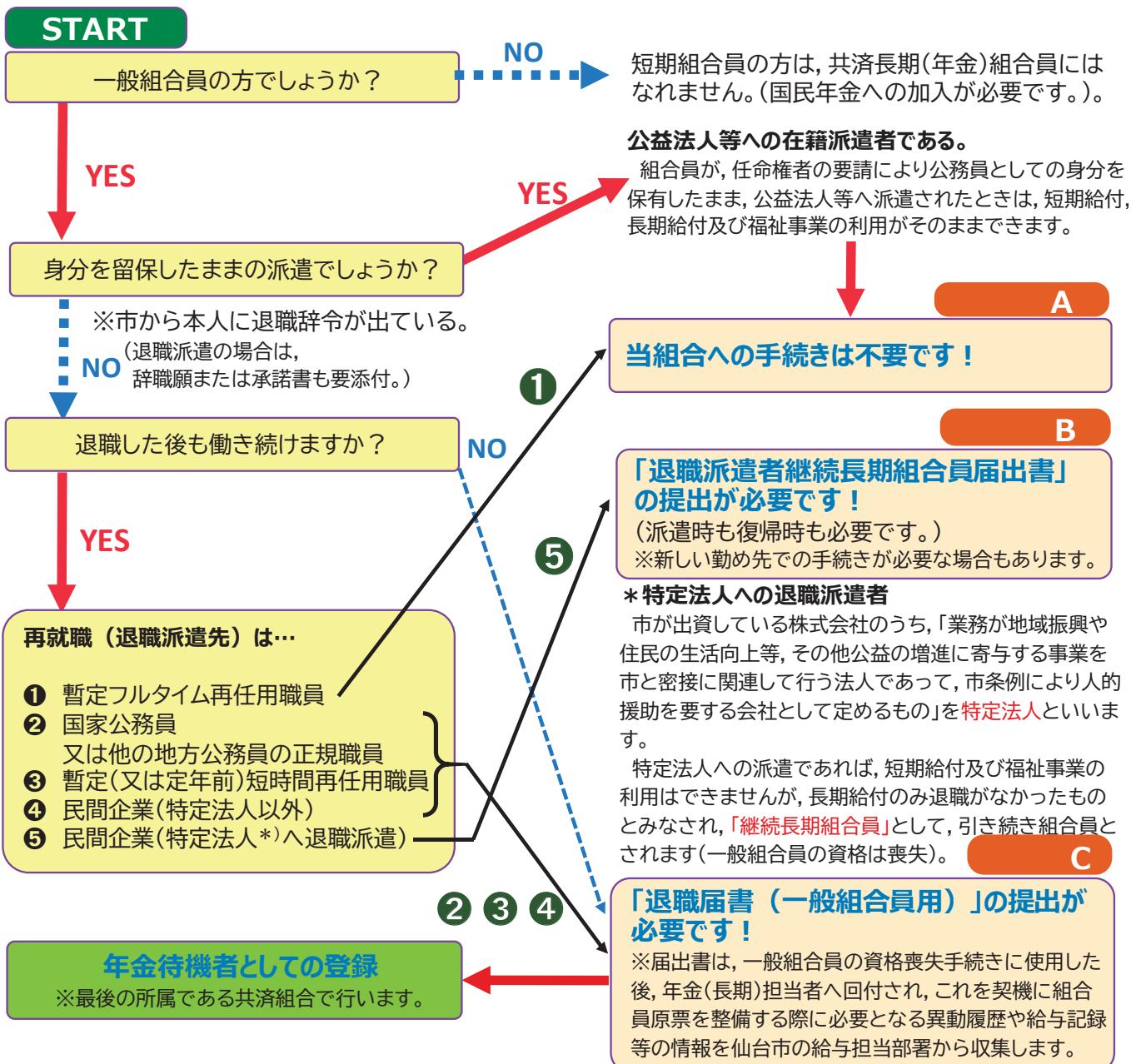
3月31日	4月1日からの勤務状況	提出書類
仙台市正規職員を 退職 (一般組合員)	勤務しない場合	退職届書等 (「継続長期組合員届書」*)
	民間企業等（「外郭団体」「特定法人」を含む*） 臨時的任用職員 定年前または暫定再任用短時間勤務職員 会計年度任用職員	
	仙台市以外の国家公務員、地方公務員(正規職員)	
	定年退職後に暫定再任用フルタイム勤務職員	
	定年延長中	手続き不要

\* ) 外郭団体や特定法人等への派遣による退職の場合(以下、「退職派遣」といいます。)は、「継続長期組合員届書」を共済組合へ提出してください。また、添付書類として、退職派遣であることが確認できる①辞令、②本人記入の辞職願、③本人の退職派遣の「承諾書」のうち、いずれか1つを添付してください。

### 【任用形態と組合員の種別】

区分	加入状況	任用形態
一般組合員	健康保険等(短期給付) と年金(長期給付)両方が共済加入	<input type="radio"/> 正職員 <input type="radio"/> 再任用職員 ・フルタイム勤務の者 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ・常勤職員の勤務時間以上勤務した日が 18日以上ある月が引き続いて12か月を 超えた者(※)
短期組合員	健康保険等(短期給付) のみ共済加入	<input type="radio"/> 再任用職員 ・短時間勤務かつ週20時間以上勤務の者 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ・短時間勤務かつ週20時間以上勤務の者 ・上記(※)以外のフルタイム勤務の者 <input type="radio"/> 臨時的任用職員

# 退職時手続きフローチャート



本人が行う手続きとしては、①のパターンAについては不要、Bについては、⑤定年前の「退職派遣」の場合に必要となります。Cについては、②、③、④の退職届書の提出のみですが、本人から共済組合（保険係）を経て、そこで組合員の資格喪失の処理が行われた後、（年金係へと）書類が回付され、前所属（共済であれば、国家公務員共済、地方職員共済、県市町村職員共済等）から、職員の履歴書や給与記録等の引継ぎが行われ、ご本人の長期保険への加入期間の根拠を把握しています。

これは、公務員の年金は、全ての加入期間を合算して、最後に所属した共済組合で年金を決定・支給するためです。したがって、国・地方ともに公務員として他の共済組合で再就職した場合、前に所属した共済組合から加入期間（履歴）や給与記録等の情報を引き継ぐ必要があります。

ただし、④のように、本当に市を退職して民間企業などに再就職した場合（市への復帰なし。）、それ以降の期間に係る年金記録の管理は、厚生年金の保険者である日本年金機構（窓口は管轄の年金事務所）が行います。

## (1) 退職届書の提出

退職し、老齢厚生年金の受給権がまだ発生していない方を「年金待機者」と呼びます。共済組合では、この方に関し、年金決定に必要となる仙台市職員（組合員）であった期間中の年金記録（これまでの公務員期間や給与情報等）を整備し、年金の支給が決定されるまで、「年金待機者」として台帳に登録の上、管理しています。

そのため、退職される方には、「退職届書」という右様式の書類の提出をお願いしています。退職届書は、府内LANキャビネット又は当組合の公式ホームページの「各種申請書等ダウンロード」から出力し、退職（予定）日までに直接共済組合に提出してください（1か月前から受付をしております。）。

また、退職と同時に短期組合員でもなくなるので、資格確認書の返納も合わせて行ってください。ただし、いったん退職した後、短時間再任用（定年前／暫定）となり、短期組合員であり続ける方で資格確認書をお持ちの場合は、そのまま使用できるため、返納は不要です。

上記提出後、組合で資格喪失と年金待機者登録の手続きが行われます。なお、登録後に、他の組合のような「年金待機者登録通知」や「年金請求待機者証」のような書面は特に当組合からは通知されません。



**「年金（請求）待機者」とは？**

→「退職済みで年金の受給開始年齢に到達していない方」をいう。

## (2) 年金請求待機期間中の手続き

年金待機者の方は、次のような場合に届出が必要となりますので、共済組合へご連絡ください。届出がない場合、年金請求書等をご自宅に送付できない可能性がございますので、忘れずにご連絡いただけようお願いします。

- ① 退職後に住所や氏名の変更があった場合<sup>\*1)</sup>
- ② 年金待機者（年金を受給していない人）が亡くなつた場合
- ③ 離婚特例適用により離婚時みなし組合員期間<sup>\*2)</sup>等を有する方、又は被扶養配偶者みなし組合員期間<sup>\*2)</sup>を有する方の住所や氏名に変更があった場合（年金が決定された方を除く。）

\*1) 「年金待機者異動報告書」の提出が必要となります。

この書類の様式は、当組合のホームページの「各種申請書等ダウンロード」からも出力できますので、こちらをご提出いただければ共済組合へのご連絡は不要です。

退職届書				
(一般組合員用)				
所属機関 (戸籍上)	□市長部局 □消防局 □教育委員会 □水道局	所属コード		
退職年月日	令和 年 月 日	職員番号		
氏名 (旧姓)		生年月日	□昭和 年 月 日	□平成
退職後住所	電話番号 - - -			
再就職の予定	□有 勤務予定期 年 月 日 勤務先名	□無 勤務先組合番号	-	
資格喪失証明書の発行	□希望する 年月日以降送付	□不要		
送付先	□上記退職後住所 □下記住所			
上記のとおり届出します。 仙台市職員共済組合理事長 様				
氏名 (旧姓又は既姓) 様 日中連絡先 電話番号				
本件組合受付印				

年金待機者異動報告書				
※ 組合員であった方の住所または氏名に変更がある場合に、必要事項を記入し提出してください。 ※ この変更に基づき、今後年金に関する書類等を送付させていただきます。 ※ 今後も住所等の変更がありましたら、速やかに郵便局へご連絡ください。				
退職年月日 04年3月22日3344	生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	新規 年 月 日 平成 年 月 日		
○住所変更について				
フリガナ 姓 氏名 宮城 葉	支所 〒 宮城県 市・区 名取市 部 ○○ 3丁目4番5号	生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	新規 年 月 日 平成 年 月 日	
現住所 〒 985-0022	電話番号 - 346-6789	新規住所 〒 985-0022 宮城県 名取市 8丁目 ○○番△△号	新規年月日 平成 年 月 日	
○氏名変更について				
フリガナ 姓 氏名 宮城 葉	支所 〒 宮城県 市・区 名取市 部 ○○ 3丁目4番5号	新規姓 姓 氏名 福島 葉	新規姓 姓 氏名 福島 葉	
上記のとおり報告します。 仙台市職員共済組合理事長 様 令和 年 月 日				
届出者 基幹 氏名 電話	住所 宮城県名取市○○3丁目4番5号	新規姓 姓 氏名 福島 葉	新規姓 姓 氏名 福島 葉	本件組合受付印

\*2) 離婚時に年金の分割が行われた場合、分割を受け取った側が厚生年金に加入していないなくても、その期間が被保険者期間とみなされることがあります。この期間を「離婚時みなし組合員期間」と呼びます。また、国民年金第3号被保険者期間の年金の分割を受けた場合は、「被扶養配偶者みなし組合員期間」となります。

### (3) 国民年金への加入

60歳に到達するまでの全ての国民に国民年金の加入義務があります。60歳になるより前に退職する方や60歳に満たない配偶者を扶養していた場合は注意してください。手続きは、お住まいの市(区)役所又は町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。

#### ポイント

##### 年金制度への加入は何歳まで？

年金制度への加入期間は、以下の通り定められています。

国民年金	20歳から60歳までの40年間（480月）*1)
厚生年金	就職した時点から退職又は70歳到達まで*2)

60歳より前に退職し、再就職しない方は、上記(3)で述べたように、60歳になるまで国民年金への加入が必要になります。

一方、60歳以降に退職する方は、上表の通り、国民年金には60歳まで、厚生年金には退職時(70歳以降に退職する場合は、70歳)まで加入することになります。

こうした年金へ加入している期間のことを「被保険者期間」ともいいます。老齢年金を受け取るためには、この期間が10年以上必要です。なお、被保険者期間には、実際に保険料を納めた期間だけでなく、免除、猶予及び学生納付特例などで実際には納めていない期間も含まれます。

\*1) 老齢基礎年金額を満額に近づけたい方(厚生年金保険、共済組合等に加入していない60歳以上65歳未満の方に限る。)は、「任意加入制度」を利用することができます。

\*2) 例えば、高校卒業後の18歳から70歳になるまで継続して加入した場合、52年間(624月)の加入期間となります。

## ■ 4 65歳に到達したとき

### (1) 老齢年金の受給開始年齢到達

老齢年金とは、ある一定の年齢に到達したときに支給される年金のことです。

ほとんどの皆さん(平成27年10月1日前に市役所に入庁した方々)は、65歳から「老齢基礎年金」、「老齢厚生年金」及び「退職共済年金(経過的職域加算額)」に加え、「退職等年金給付(年金払い退職給付)」を含めた合計4つの年金を受給することになります。

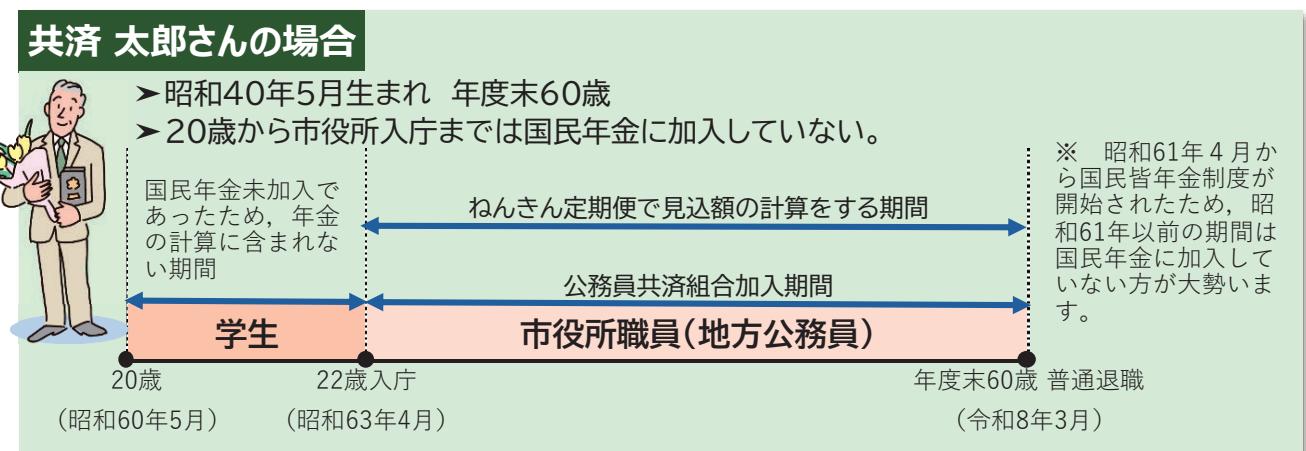
これを図示すると、下記のイメージとなります。

		平成27年9月までの期間分	平成27年10月以降の期間分
3階部分	<b>旧3階部分</b>  退職共済年金(経過的職域加算額)  <支給要件> ・公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・平成27年9月以前に引き続く公務員共済組合一般組合員の加入期間が1年以上あること <計算方法> ➡ p.23	<b>新3階部分</b>  退職等年金給付(年金払い退職給付)  <支給要件> ・引き続く公務員共済組合一般組合員の加入期間が1年以上あること ・公務員共済一般組合員でない(退職している)こと <計算方法> ➡ p.23	
2階部分	<b>厚生年金 (被用者年金)</b>	<支給要件> ・公的年金制度の加入期間が10年以上あること ・厚生年金保険の加入期間が1月以上あること <計算方法> ➡ p.22	
1階部分	<b>国民年金 (基礎年金)</b>	<支給要件> ・公的年金制度の加入期間が10年以上あること <計算方法> ➡ p.22	

### (2) 請求前に見込額が知りたいとき

年金の支給開始が近づくと、自分の貰える年金額がどのくらいなのか気になる方も多いかと思います。

ここでは「共済 太郎さん」のケースを例に、送付された通知書をもとにして老齢年金の見込額を知る方法をご案内します。その他の方法については、p.10~12 もご参照ください。



① 「ねんきん定期便」を確認する

毎年1回、誕生日の月末に将来の年金見込額を記載した「ねんきん定期便」が送付されます。下図は50歳以上の方に届くねんきん定期便のイメージです。(ねんきん定期便の詳細についてはp.7~8 を参照。)

ねんきん定期便の見方→共済太郎さんの場合

加入期間:最新誕生日時点での加入期間(※)

見込額:60歳まで同じ給与水準(標準報酬)で勤めた場合の見込額

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です)

国民年金 (a)		付加保険料 納付済月数	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金 計 (未納月数を除く)				
0月	0月	0月	0月	0月		
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	445月	0月	445月
月	月	月	月			

3. 老齢年金の種類と見込額(年額)(60歳未満の方は現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 基礎年金				
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢基礎年金 771,055円
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	円 (報酬比例部分)	円 (報酬比例部分)	円 (報酬比例部分)
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)	円 (報酬比例部分)	円 (報酬比例部分)	1,491,681円 229円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	円 (報酬比例部分)	円 (報酬比例部分)	198,682円 229円
(1) と (2) の合計	円	円	円	合計 見込額 2,414,479円

① 共済太郎さんにハガキ形式で届いた定期便(見本)。

※ 実際のねんきん定期便は、原則として誕生日の4か月前の情報で作成されています。

② 「給付算定基礎額残高通知書」を確認する

先に説明した、将来の年金給付に必要な原資を予め保険料(掛金)で積み立てる「退職等年金給付(年金払い退職給付)」の積立状況を組合員の皆さんにお知らせするために、毎年1回、6月に前年度末における年金払い退職給付の「給付算定基礎額残高通知書」をご自宅に郵送しています。支給額を把握する際の参考にしてください。

給付算定基礎額残高通知書						
(6年 4月～ 7年 3月)						
共済 太郎 様 (86550001880291) 単位(円)						
(入金)期日	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高		
前年度末					1	187 290
4月	650 000		19		1	197 059
5月	650 000		20		1	206 829
6月	2 150 000		20		1	239 099
7月	650 000		20		1	248 869
8月	650 000		20		1	258 639
9月	650 000		21		1	268 410
10月	650 000		74		1	278 234
11月	650 000		75		1	288 059
12月	2 150 000		76		1	320 385
1月	650 000		77		1	330 212
2月	650 000		78		1	340 040
3月	650 000		78		1	349 868
※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。						
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額			
年度末計	1 187 290					
付与額累計	162 000	—	—			
利息額						
今回通知	1 349 868					
給付算定基礎額等合計	1 349 868					
年金払い退職給付加入期間				8年 6月		
付与率	令和5年 4月～令和6年 3月	1.500	%			
	年月～年月		%			
基準利率(年率)	令和5年 4月～令和5年 9月	0.020	%			
	令和5年 10月～令和6年 3月	0.070	%			
成日 令和 7年 4月 10日						

### ③ 年金を試しに計算してみる

年金額の計算方法は年金の種類により異なります。

基本的には、通知書を確認していただくことで見込額が一目で分かれますが、参考までに各年金の計算方法を簡単にご説明します。

※ 退職等年金給付については、「給付算定基礎額残高通知書」に見込額の記載はないことから、ご自身で計算していただくことで見込額が把握できます。

#### ■1階部分 老齢基礎年金(国民年金)■

##### 1 階部分 老齢基礎年金 (国民年金)

«計算方法»

20歳から60歳まで40年間加入した場合、年金額は満額で 831,700 円／年(令和7年度)となっています。未加入の期間がある場合は、加入月数に応じて年金額が計算されます。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{老齢基礎年金の額} = 831,700 \text{円 (満額)} \times \frac{\text{加入月数}}{480 \text{月 (40年間)}}$$

○ 加入月数は、次のア～ウの期間を合計した期間となります。

ア 国民年金第1号被保険者→国民年金保険料納付期間、免除月数がある場合は、全部又は一部免除に応じた割合の期間が加算。

イ 国民年金第2号被保険者→20歳から60歳までの共済組合や厚生年金保険の加入期間

ウ 国民年金第3号被保険者→昭和61年4月1日以降の国民年金第3号被保険者の期間

○ 共済太郎さんの場合

学生期間は任意加入のため加入期間はなく、22歳の11か月目から60歳到達まで37年1月(445月)加入。

$$831,700 \text{円} \times \frac{445 \text{月 (37年1月)}}{480 \text{月 (40年間)}} = 771,055 \text{円}$$

#### ■2階部分 老齢厚生年金■

##### 2 階部分 老齢厚生年金

«計算方法»

報酬に比例し、平均標準報酬(月)額と加入期間に基づき算出されます(旧共済年金における「報酬比例分」に相当します。)。ここでは、最も簡単な計算式を示します。

$$\text{老齢厚生年金の額} = \frac{\text{平均標準報酬月額}}{1000} \times \frac{7.125}{\text{加入月数 (a)}} + \frac{\text{平均標準報酬額}}{1000} \times \frac{5.481}{\text{加入月数 (b)}}$$

- 加入月数(a)…平成15年3月31日以前の期間:「標準報酬月額」の平均を用い、乗率は 7.125/1000 です。
- 加入月数(b)…平成15年4月1日以降の期間:「標準報酬月額 + 標準賞与額」の平均を用い、乗率は 5.481/1000 となります。
- 過去の報酬は「再評価率」で物価・賃金水準に合わせて調整されます。
- 生年月日によっては給付乗率が異なる場合があり、また従前額保障や特別支給の仕組みが適用される世代もあります。  
また、65歳到達時に一定の条件を満たす配偶者又は子(加給年金額対象者)がいる場合は、加給年金額が加算されます(→加給年金額については、p. 31及び42参照。)。

## ■3階部分 退職共済年金／退職等年金給付 ■

### 旧3階部分 退職共済年金（経過的職域加算）

#### «計算方法»

入庁時から平成27年9月末日までの公務員共済組合の加入期間の報酬に比例し、平均給与(給料)月額と加入期間に基づき算出されます。

(注) 2階部分(厚生年金)と併せて支給されるため、個別の請求書はありません。

### 新3階部分 退職等年金給付（年金払い退職給付）

#### «計算方法»

平成27年10月以降に実際に支払った掛金や期間に応じた利子等を元に給付算定基礎額を算出し、実際に支給される年金額を算出します。

#### «給付の目安»

- 共済太郎さんの場合

給付算定基礎額残高 1,349,868 円<sup>\*)</sup> ÷ 1,349,800 円 を 1/2 ずつ支給。



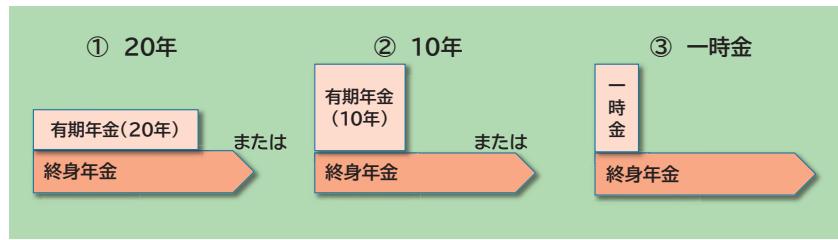
\*) 納付算定基礎額残高は、「納付算定基礎額残高通知書」で確認できます。→p.8, 10 及び, 21

#### «受取方法»

有期年金と終身年金に分かれており、有期年金の受取方法が選択できます。

- 支給開始:退職後に65歳に達した時、又は65歳以降に暫定再任用フルタイム職員や正規職員を退職した時(退職している場合には、60歳から繰上げ可能。)
- 半分は有期年金(①20年, ②10年, ③一時金から選択), 半分は終身年金として支給されます。

※ 一時金を希望した場合、添付書類として退職手当の源泉徴収票等が必要になる場合があります。



- ※ 支給期間は原則20年、受給事由が生じた日から半年以内の申出により10年に短縮、一時金として受給選択することが可能(決定後に受取方法を変更することは出来ません。)。
- ※ 一般組合員期間が10年未満の場合は、それぞれ半分ではなく、4分の1となります。
- ※ 受給者が死亡した場合、終身部分は終了し、有期部分の未支給期間分は遺族に一時金として支給されます。

## Nenkin a la carte ① 基礎年金額（満額）の改定について

### 老齢基礎年金額が毎年改定されるという話はご存じでしょうか？

老齢厚生年金は、加入期間と標準報酬(給与水準)によって変わって来ますので、一概にいえませんが、老齢基礎年金(国民年金)は、加入期間が40年で保険料も一律で40年(480月)加入すれば、満額が支給され、それに満たなければ、その分少ない年金が支給されます。令和7年度の満額は、年額で831,700円です。その満額が年額、月額とも決まっています。

この額は、毎年度、年金額の改定により変更されます。因みに最近の推移は次のとおりです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年額	795,000円	816,000円	831,700円
月額	66,250円	68,000円	69,308円

7年度の改定に使用された指標(率)は次のとおりです。

- ① 物価変動率 2.7%
- ② 名目手取り賃金変動率 2.3%
- ③ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ▲0.4%

なお、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合(実質賃金がマイナス)は、名目手取り賃金変動率を用いて改定するルールです。

令和6年度の年金額に改定率を乗じれば令和7年度の年金額になる…と思われがちですが、そう単純ではなく、平成16年に大改正があったため、老齢基礎年金の年金額は、平成16年度額である780,900円を基本として改定率を乗じて求めます。

$$780,900 \text{円} \times 1.065 = 831,658.5 \rightarrow 831,700 \text{円}(100 \text{円未満四捨五入})$$

$$\begin{array}{ccccc} 1.045 & \times & 1.023 & \times & 0.996 \\ (\text{a}) & & (\text{b}) & & (\text{c}) \\ \text{令和6年度の改定率} & & \text{名目手取り賃金改定率} & & \text{マクロ経済スライドの調整率} \\ & & \swarrow & \searrow & \\ & & = 1.018908 & & \text{令和7年度の改定率} \end{array}$$

(→令和7年度の年金額は令和6年度より 1.9%引上げの意味)

一方、厚生年金の場合は、収入によって保険料が変わり(報酬比例)、加入期間が長いほど多くの保険料を払うことになります。また、年収と加入期間に応じて受給額が決まって來るので、個々人に応じて受給額が算定されるため一律に額は決まらず、そもそも「満額」という概念自体がありません。

被保険者期間も最長で70歳まであり、年金受給額が無制限に増えるわけではありません。

### (3) 老齢年金を請求する

年金を受け取るには、皆さん自身が請求を行う必要があります。

ただし、請求書類は65歳の誕生日前に最後に所属した実施機関(p.4 参照。)から送付されますので、そこから手続きをスタートされても十分間に合います。

退職後に再就職すると、当共済組合以外の実施機関から請求書が送付される場合があります。その際は、同封される案内に従って提出してください。

### (4) 退職等年金給付(年金払い退職給付)を請求する

退職等年金給付の受給権は、①退職後に65歳に達した時、又は、②65歳以降に正規職員や暫定再任用フルタイム職員を退職した時に発生します。

請求書類は、①の場合、老齢年金の請求書類と同じタイミングで、②の場合は、退職の事実を確認した時点で、当組合から送付されますので、こちらも忘れずにご提出ください。

退職等年金給付については、p.2、p.23及びp. 56~58もご参照ください。

### Nenkin a la carte ② 年金は“請求主義”？！

年金は、その権利を有する者の請求に基づいて、実施機関が決定することになっています。これを「請求主義」といいます(厚生年金保険法第33条)。



このため年金は、受け取る権利(受給権)が発生したときに自動的に支給が始まるものではなく、皆さん自身が請求手続を行うことで、年金として受け取ることができるものです。

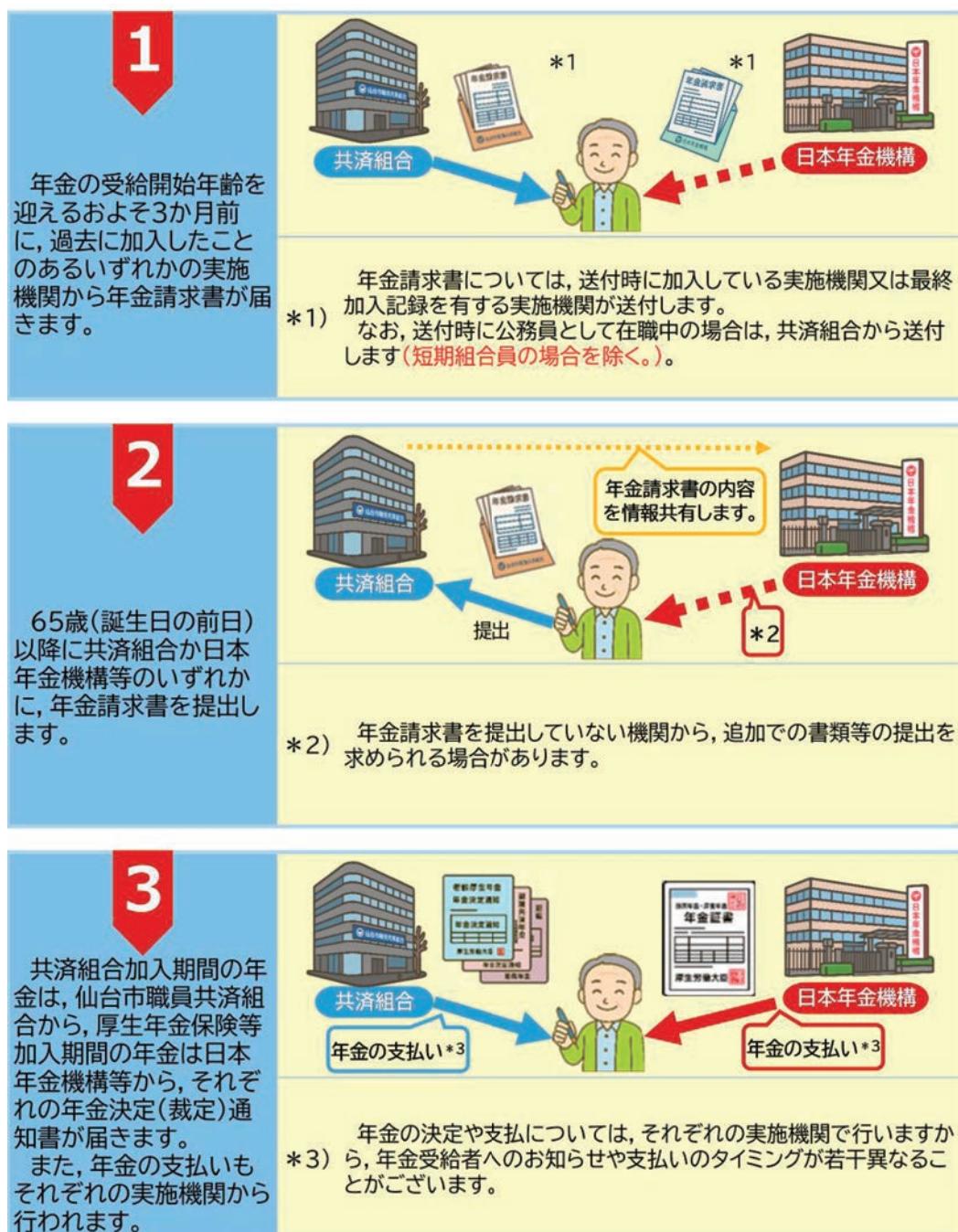
年金の請求をせずに、年金を受け取る権利が発生したときから5年を過ぎると、法律に基づき、5年以上前の分の年金については時効により受け取れなくなりますので、早めに請求をお願いします。

## Nenkin a la carte ③ 65歳からの年金請求手続きのまとめ

昭和36年4月2日以降にお生まれになった一般組合員の方々の公務員期間に係る老齢厚生年金については、男女を問わず、65歳から請求することになります（既にこの方々<sup>\*</sup>）に対して「特別支給」の制度はなく、「本来支給」の制度は完成しています。）。

平成27年10月1日以降の被用者年金の一元化伴い、共済組合に加入していた期間は全て厚生年金保険の加入期間とみなされ、共済組合や日本年金機構等、複数の実施機関に加入期間がある方については、いずれかの厚生年金実施機関（以下、「実施機関」という。）から年金請求書が送付されます。請求手続きの流れは以下のとおりになります。

\*）特定消防組合員（消防指令以下の消防職員で一定の条件を満たす者）で、昭和41年度生まれまでの方には「特別支給」の制度が適用され、その支給開始年齢は63～64歳となります。



（！）昭和41年4月1日以前生まれで、1号厚年被保険者の加入期間がある女性の方については、公務員分と民間分で受給権発生のタイミングが異なるため、それぞれの時点で請求手続きが必要となります。

## ■ 5 年金受給開始後

### (1) 年金の決定

年金の支給が決定すると、年金証書と年金決定通知書が共済組合から自宅に届きます。初回の支給は、請求から概ね3か月前後になります。

証書は、下図のように、共済組合からは標題(年金の種類)と3つの地色(ブルー、ピンク、うす紫)で区分けされた3種類のものが送付され、日本年金機構からは、「国民年金・厚生年金保険金証書」という標題で送付されて来ます。

いずれも、再就職した時などに必要となることがあるため、大切に保管してください。

«老齢(厚生)年金証書(例)»

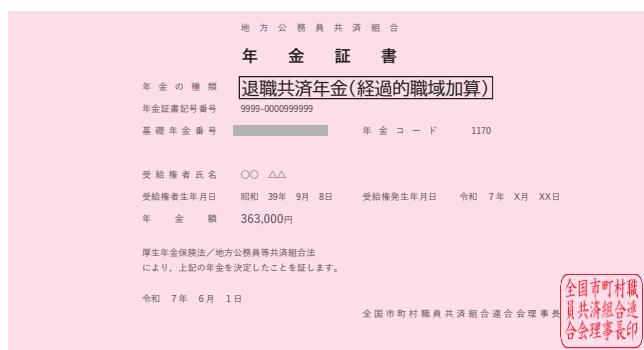


«老齢(基礎)年金証書(例)»



«退職共済年金(経過的職域)証書(例)»

※経過措置として残存している経過的職域部分



«退職等年金給付のうち退職年金証書(例)»



## (2) 年金の支給

年金の支給は2, 4, 6, 8, 10, 12月の年6回に分けて行われます。

原則として支給月の15日(土日祝日のときは直前の平日)に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。

原則として、基礎年金分は日本年金機構から、公務員期間における厚生年金分は全国市町村職員共済組合連合会(以下、略して単に「連合会」と呼びます。)から振り込まれます。

そのほかの厚生年金被保険者の期間がある場合は、日本年金機構など、それぞれの実施機関から別々に年金が振込まれます。

### 年金って「いつから」、「どうやって」支給されるの？

#### ◆共済 次郎さん(昭和40年9月20日生まれ)の場合

«老齢年金を受給する権利が発生する日は?»

次郎さんの場合は、令和12年9月19日が受給権発生日

老齢年金は65歳から受け取ることができます。老齢年金を受給する権利が発生する日を「受給権発生日」と呼びます。

老齢年金の受給権発生日は65歳の誕生日の前日です。



共済 次郎さん

«年金が支給されるのはいつから?»

次郎さんの場合は、10・11月分の年金が令和12年12月13日以降に支給

年金は受給権発生日の翌月分からが支給の対象となります。

年金を新規に決定する場合は、提出された請求書類に不備等がない場合、受付から決定までに概ね3か月前後の時間を要します。

決定後に年金証書で決定額等を通知し、受給権発生日の翌月分から決定時点までの支給分がまとめて支給されます。

### ポイント

#### 1日生まれの人の受給権発生日は?

老齢年金の受給権発生日は65歳の誕生日の前日、年金支給は受給権発生日の翌月分からです。

1日生まれの人の受給権発生日は、誕生月の末日となるため、1日生まれの人に限っては、誕生月から老齢年金の支給対象となります。



## ■ 6 年金受給しながらフルタイム職員として勤務する場合

65歳到達後、年金を受給しながらもフルタイムの暫定再任用職員等として働き続けるため、引き続き共済組合の一般組合員でいる場合の制度と手続きを説明します。

### (1) 老齢厚生年金の支給調整

老齢年金受給権発生後に、フルタイム暫定再任用職員や、民間企業での再就職等、厚生年金保険に加入する働き方をしていた場合、収入月額によって老齢厚生年金の全額又は一部が支給停止となることがあります（「停止」といっても、いつか支払われることを意味するものではなく、減額されることを意味します。\*）。詳細については、在職中の収入月額による厚生年金の支給調整（→p.35「在職老齢年金（在職中年金受給者への支給調整）」）をご参照ください。

\*）支給停止となった年金が退職後に遡って支給される制度ではありません。

### (2) 3階部分の支給停止

旧3階部分と呼ばれる「退職共済年金（経過的職域加算）」は、公務員（第2号又は第3号厚生年金被保険者）である間、全額支給停止となります。フルタイム暫定再任用職員として勤務する場合、これに該当するため、退職するまでの間は旧3階部分が支給されません。一方、短時間勤務の場合は第1号厚生年金被保険者となるため、支給停止には該当しません。

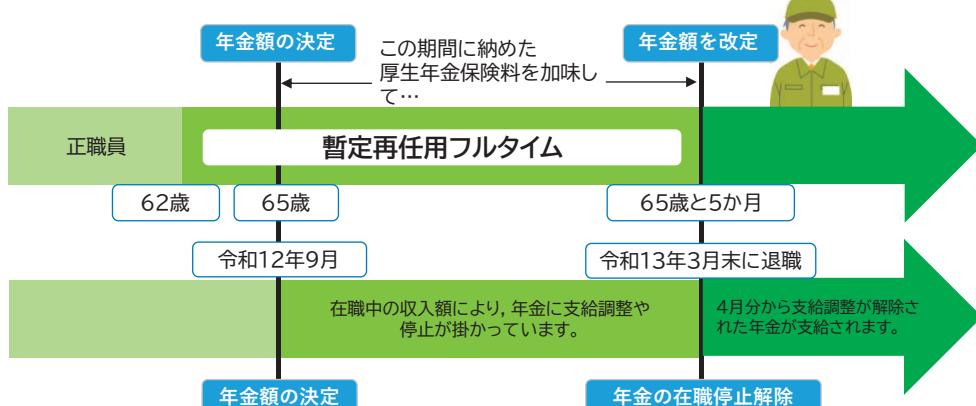
また、新3階部分の「退職等年金給付（年金払い退職給付）」は、退職後に受給権が発生しますが、受給中に公務員として再就職した場合、その間は支給停止となります。

### (3) 退職時の年金関係手続き

既に老齢厚生年金が支給されている者が退職した場合にも、「退職届書」の提出が必要になります。提出された後、支給停止の解除及び65歳以降お勤めされていた期間の給与情報を年金額に反映する手続きを行います。

年度末に退職される方については、共済組合保険係まで必要書類をご提出ください。

【例：令和12年9月に65歳を迎える共済三郎さんの場合】



### ポイント

厚生年金の支給調整の解除は、退職が3月ならば、4月分の年金からです。

通常、4、5月分の年金は6月に支給されますが、年度末で退職する場合、例年6月の定期支給には多くの場合、間に合わず、次の臨時支給月である7月から支給開始となるのが現状です。

## ▶ 第3章 知つておきたい老齢年金の諸制度

### ■ 1 特別支給の老齢厚生年金（再掲）

「はじめに」及び第2章1(5)でも触れましたが、「特別支給」の老齢厚生年金とは、老齢(厚生)年金制度の中でも65歳よりも早く年金を特別に受給できる時限的な経過措置を意味します。

これは、昭和60年に厚生年金の支給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられた際、一気に引き上げることは難しかったため、段階的に支給開始年齢が引き上げられるよう、非常に長い移行期間(経過措置)が設けられた結果、現在のような形になっています。

この新制度への移行は、遅くとも令和13年度には例外なく完成するため、これから65歳よりも早く老齢厚生年金を受給できる人は最早少数になっています。生年月日の年代が下れば下るほど、徐々に本則である65歳支給に近づくため、男女差がない公務員共済組合員にあっては、現在、一部の消防職員を除き、既に本則(本来支給)を達成しています。従って、これから60歳を迎える人のほとんどは、65歳になって初めて老齢厚生年金が受給できるようになりますので、ここでは、次のポイントのみ記しておきます。

#### Nenkin a la carte ④ 特別支給の老齢厚生年金の特徴

##### 1. 経過措置で生まれた年金

現在、老齢年金の受給開始年齢は昭和60年(1985年)の年金制度改革により、65歳と定められていますが、元々は60歳でした。受給開始年齢を急激に65歳へと引き上げることは難しかったため、経過措置として段階的な受給年齢の引上げが行われている途中です(制度の完成は令和13年度になります。)。

##### 2. 「繰上げ請求」ではない！

「65歳より前に年金を受け取る」=「繰上げ」(その分年金が減額される...)という誤解をされる方がいます。「特別支給の老齢厚生年金」を受け取っても、制度の由来から考えても65歳からの年金が減額されることはありません。「繰上げ」(受給時期を早めることで減額される)や「繰下げ」(受給時期を遅らせることで増額される)という制度はそもそも「特別支給」にはありません。従って、65歳になる前に特別支給の年金請求書が送られて来たら、必ず請求手続きをされるようにして下さい(特に次の方々。)。

##### 3. 昭和41年4月1日以前に生まれた女性の方に注意！

公務員では男女差がないため、これから60歳を迎えようとしている方は、ほとんど経過措置が終了していると説明しました。ただし、その中で、第1号厚生年金被保険者期間がある女性は、当該期間に係る分の老齢厚生年金が65歳よりも早く支給されます(p.9, 34参照。)。手続きを忘れて放置していると、受給権の消滅時効にかかる場合があるので、留意が必要です。

##### 4. 雇用保険との調整がある

もし、求職中にハローワークから基本手当等の給付を受ける場合、「特別支給の老齢厚生年金」との調整がかかり、年金の全額又は一部が支給停止になりますので、受給の際はご注意ください。

## ■ 2 加給年金額

老齢年金には、本人の申出や特定の要件に該当する場合に適用される各制度があります。そのうち「加給年金額」とは、65歳到達時に、次のア、イ両方の要件に当てはまる場合、2階部分の老齢厚生年金に加算して支給されるものです。

### 【加給年金額の要件】

- ア 年金請求者の厚生年金保険への加入期間が20年以上。
- イ 65歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に生計を共にする加給年金額対象者がいる。

【加給年金額対象者】 ※受給者本人が昭和18年4月2日以後生まれの場合。

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額(令和7年度)
配偶者	65歳未満		415,900円/年
子	▶ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ▶ 20歳未満で障害等級が1~2級に該当する障害状態にある子	恒常的収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満*) *) 概ね5年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当。	2人まで1人につき239,300円/年 3人目から1人につき79,800円/年

- ① 加給年金額対象となる配偶者について、20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権が発生する(特別支給を含む。)又は、障害を事由とする年金を受給することになった場合、加給年金額は支給停止となります。



### 「加給年金」の手続きとは？

→加給年金額は皆さんのが65歳になったとき、老齢厚生年金の請求手続きをしていただくと、生計を同じくする年下の配偶者がいる場合等に自動的に加算されます。

- ① 加給年金については、「第4章 その他の年金制度」においても、もう一度詳しく説明いたします。

## ■ 3 60歳からの繰上げ支給

老齢年金は、受給開始年齢を早めることができます(繰上げ)。

老齢年金は65歳から受給開始ですが、繰上げして60歳以降の希望する月から受給することができます。

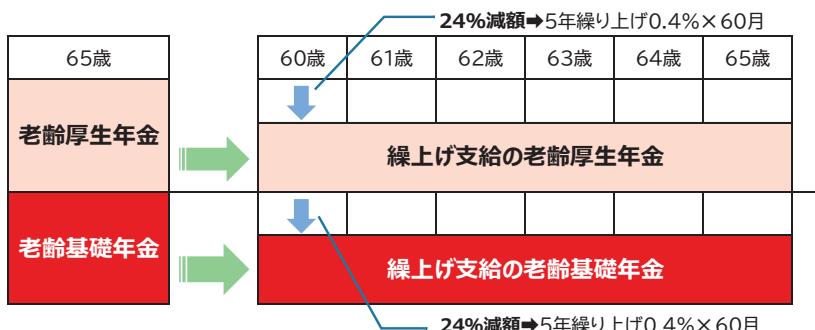
ただし、繰り上げると年金額は1月当たり 0.4%の割合で減額され、受け取る年金は生涯減額されたままになります。

その他にも制約事項がありますので、希望する方はよく検討してから請求してください。

繰上げを希望する場合は、共済組合又は年金事務所までご相談ください。

### 【例】60歳で繰上げ請求する場合

国民年金、一般厚生年金、私学厚生年金など、65歳から受給する全ての公的年金の老齢年金を同時に繰り上げることが条件となります。



### 【繰上げを行った場合の制約事項】

- ① 繰上げ支給により減額された年金は生涯にわたって続きます。このため受け取る期間の長短により、繰上げ請求しない場合よりも受け取る総額が減少する場合があります。
  - ② 繰上げ請求を行った後に、取り消しをすることはできません。
  - ③ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎(共済・厚生)年金に関する以下の請求等ができなくなります。
    - ア 事後重症などによる障害基礎(共済・厚生)年金の請求
    - イ 繰上げ請求を行った後に認定日がある障害基礎年金の請求
    - ウ 3級の障害共済(厚生)年金を受給している方の障害の程度が増進した場合の改定請求
  - ④ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金を請求することはできません。  
また、既に寡婦年金を受給している方については、寡婦年金の権利はなくなります。
  - ⑤ 繰上げ請求を行った後に国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
  - ⑥ 繰上げ請求を行った後に以下に該当する場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金の一部(又は全部)が支給停止となる場合があります。
    - ア 障害基礎(共済・厚生)年金・遺族基礎(共済・厚生)年金の受給権がある場合
    - イ 厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入した場合
    - ウ 常勤の公務員として再就職し、共済組合の組合員となった場合
    - エ 雇用保険の基本手当等を受給する場合
- !  
→失業給付を受け取る場合、受給期間終了まで年金は全額停止となります(65歳以降は調整対象外)。  
既に失業給付を受け取っている方、これから受給を検討している方が年金の繰上げ請求をされる際はご注意ください。
- ⑦ 繰上げ請求を行うと、退職後に引き続き支給される傷病手当金が減額又は支給停止されます。
  - ⑧ 共済組合員である間は、退職共済年金(経過的職域加算額)は全額支給停止となります。

## ■ 4 66歳以降の繰下げ支給

老齢年金は受給開始年齢を遅らせることができます(繰下げ)。

老齢年金は本来、65歳から受給開始ですが、繰下げして66歳以降の希望する月から受給することができます。繰り下げた場合、1月当たり0.7%の割合で増額された年金が支給されます。繰り下げることのできる期間は、75歳まで(最高120月×0.7%＝84%の増額)です。

希望する方は、65歳の老齢年金請求時に、“繰下げを検討しているため、裁定請求書を提出しない(65歳から年金支給を希望しない)”旨を、請求書に同封されている「確認書」を提出することにより、自ら意思表示してください。

なお、計算上、額面では65歳からの受給と比較して繰下げ支給開始後、約11年11か月以上受給すると多く受給ができます(※ただし、税金や社会保険料等は考慮していません。)。



「繰上げ」は年金が早く支給される分だけ減額され、  
「繰下げ」は遅く支給される分加算されます。

### 繰上げと繰下げについてのまとめ

	繰上げ	繰下げ	
年金の支給開始	65歳より前(60～64歳)	65歳より後(66～75歳)	
請求方法	支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書を入手する。	65歳の年金請求時に繰り下げる旨を申し出る。 66歳以降の支給を希望する時期に共済組合に連絡し、請求書を入手する。	
増減割合	減 (0.4%×前倒した月数)	増 (0.7%×遅らせた月数)	
対象となる年金	1階 (老齢基礎年金) 2階(老齢厚生年金) 旧3階(退職共済年金 (経過的職域加算額)	1階、2階、旧3階全てを同時に繰り上げる必要あり。 ※一般、私学等老齢厚生年金も全て同時に繰り上げる必要あり。	単独で繰下げ可能。 ※一般、私学等老齢厚生年金も全て同時に繰り下げる必要あり。
	新3階 (年金払い退職給付)	繰上げ・繰下げとも単独で実施可能。	

## ■ 5 1号厚年の加入期間のある女性の請求時期

地方公務員の方でも、昭和41年4月1日生まれまでの女性で、民間企業等での職歴のある方の老齢厚生年金(1号厚年分)については、65歳より前から特別支給の年金を受け取ることができます。職歴が公務員(2号・3号厚年加入)のみの女性では、支給開始年齢は男性と共通で、しかも昭和36年4月2日以降生まれの方については、本来支給の制度が完成しており、特別支給はありません。

第1号厚生年金保険の被保険者としての加入期間が1月以上あり、厚生年金被保険者期間が合計1年以上ある女性は、下表の年齢から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。

該当する方には日本年金機構から、原則、受給開始年齢の3か月前頃に年金請求書が送付されるので、公務員の老齢厚生年金(3号厚年分)とは別に、先行して必ず請求してください。

※ 実際に届くタイミングは地域や処理状況により若干前後します。

※ 封筒には「年金請求書在中」と記載されており、同封の説明書に記載された期日までに請求手続きを行う必要があります。

「年金はまだ当分要らないので、本来支給の年金と同じように繰下げて受け取る」というつもりでも、特別支給には、こうした制度はありませんので、必ず請求して下さい。

### «1号厚年被保険者(女性の場合)の支給開始年齢 (参考)»

生年月日	昭37.4.2 ～昭39.4.1	昭39.4.2 ～昭41.4.1	昭41.4.2～
1号厚年分の 支給開始年齢	63歳	64歳	65歳 (本来支給)

### 請求手続きはいつ、何回必要?

#### ◆共済 組子さんの場合

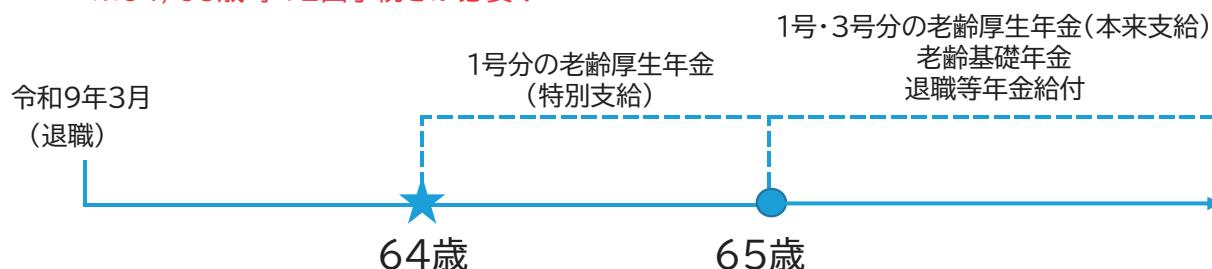
【生年月日】昭和39年10月5日生まれ

【加入期間】1号厚年(民間企業)と3号厚年(当共済)の加入期間あり。

【退職日】令和9年3月31日



※64, 65歳時の2回手続きが必要!



## ■ 6 在職老齢年金（在職中年金受給者への支給調整）

長寿社会を迎えた現在、60歳以降も働くことが一般的になり、さらに65歳以降も働き続けることも珍しくなくなりました。

65歳になると公的年金の受け取りが開始されますが、公的年金をもらいながら新たに就職して働き続ける人も多く、今後そうした機会がさらに増えていくことが予想されます。

このように、公的年金の支給を受けながら、会社等で働き続けるとき、給与等の額が多い場合に、年金の額の一部又は全部が減額（支給停止）されてしまうことがあります。この仕組みにより支給される年金のことを「在職老齢年金」といいます。

### （1）適用対象

年金の受給対象となった60歳以上の方が在職中、年金を受け取りながら厚生年金保険に加入し続ける場合に適用となります。厚生年金に加入していない方（週20時間に満たないパートやアルバイト、個人事業主など）は対象外です。

在職老齢年金は、主に厚生年金の被保険者に適用される制度ですが、70歳以上であっても厚生年金適用事業所に勤務し賃金を得ている場合には、賃金の額に応じて老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止となることがあります（➡「70歳以上の被用者」制度）。\*

なお、事業所得（自営業）や不動産所得などの賃金以外の収入を得る方は、いくら収入を得ていても、在職老齢年金制度による支給調整の対象にはなりません。

\*）在職老齢年金制度は、働いて収入を得ている高齢者に対し、年金の支給を調整する仕組みです。

70歳以上であっても、厚生年金適用事業所で高収入を得ていれば、保険料を納めていなくても支給停止対象となることがあります。これは、年金が本来「老後の生活保障」であることから、高齢者であっても、相当高い収入を得ている方に対してまで満額支給することは年金財政の観点から適切でない、という観点で制度設計されているためです。

### ポイント

#### 「70歳以上被用者」とは？

厚生年金の被保険者としての資格があるのは、最長でも70歳までです（国民年金は20歳～60歳まで）。70歳以降は働いても年金保険料は取られませんし、報酬額も将来の年金額の計算には反映されません。

ただし、年金制度では、こうした方々を「70歳以上被用者」として把握させて頂いております。なぜかというと、70歳以降も働きながら老齢厚生年金を受け取る場合、被保険者期間は終了しているにもかかわらず、報酬額によっては年金の一部又は全額が支給停止される「在職老齢年金」の仕組みが適用されるからです。

なお、この支給停止の対象となるのは老齢厚生年金（報酬比例部分）であって、老齢基礎年金は停止対象ではありません。つまり、基礎年金は収入に関係なく受け取れます。

そして、令和8年（2026年）4月からは、支給停止と判断する収入の基準額が「月額51万円」から「月額62万円」へと引き上げられる予定ですので、今後は高齢者が働きながら年金をより受け取りやすくなるでしょう。

## (2) 支給停止調整額とは

給与(賞与含む。)と老齢厚生年金の合計額(1か月当たり)がこの金額までなら支給停止なく全額支給されるという基準額のことを「支給停止調整額」といいます。

この支給停止調整額は、賃金や物価等の変動に応じて毎年度見直しされます。令和7年度は前年度の50万円から51万円に変更されており、令和8年度には62万円に引き上げられます。

※（これまでの経緯）

R4年度:47万円→R5年度:48万円→R6年度:50万円→R7年度:51万円→R8年度:62万円へ

決定される年金の種類	被保険者種別と年金の支給状態	
	公務員共済の組合員	一般・私学厚生年金保険加入者
老齢厚生年金	再就職先の標準報酬月額と過去1年間のボーナス額の1/12と老齢厚生年金の月額の合計が <b>51万円(R7年度)</b> を超えた場合、超えた額の1/2の額が年金から支給停止	
退職共済年金 (経過的職域加算額)	<b>全額支給停止</b>	<b>全額支給</b>
年金払い退職給付	退職後に支給開始	<b>全額支給</b>

※ 老齢基礎年金には支給調整はありません。在職中でも全額支給されます。

## (3) 在職老齢年金の手続き

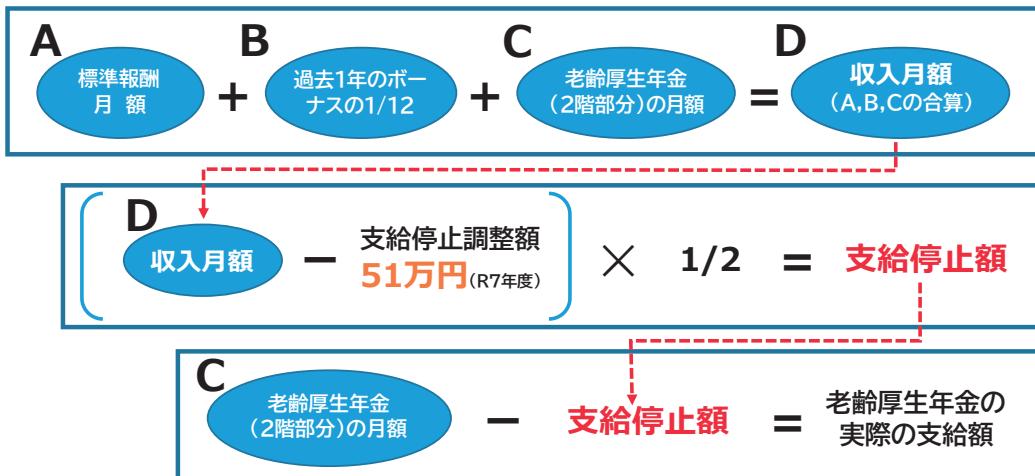
在職老齢年金の仕組みによる老齢厚生年金額の支給調整は、共済組合や日本年金機構などの各実施機関により自動的に行われるため、本人による手続きは不要です。すなわち、本人の給与(標準報酬月額)や賞与(標準賞与)は、勤めている役所(人事労務)又は会社が、各実施機関に届出を行うことになっており、各実施機関では、老齢厚生年金額と役所又は会社から提出された給与等のデータをマッチング処理して支給調整の計算を行うことができます。

在職老齢年金の支給額に変更が生じた際は、各実施機関から本人へお知らせが送付されるので、しっかり確認しておくようにしましょう。

※ 新しい就職先の民間企業内的人事労務担当部署から提供される情報を各実施機関で受け取るまでには時間を要するため、直近の年金支給日までに情報が反映されず、支給する年金額が支払過多又は支払不足となる場合があります。この場合は、翌支給期以降に支給する年金額で調整を行うこととなります。

## (4) 在職老齢年金の支給停止額の計算方法

人によっては年金と賃金の合計が基準額を超てしまい、どれだけ年金が減額されるのか不安を感じている方もいるのではないでしょうか。そこで支給停止額の計算方法をお示します。計算式は次の通りです。



- ア 収入月額  $\leq$  51万円(支給停止調整額) → 支給停止なし  
 イ 収入月額  $>$  51万円(支給停止調整額) → 支給停止調整額を超えた額の1/2の額が年金から支給停止

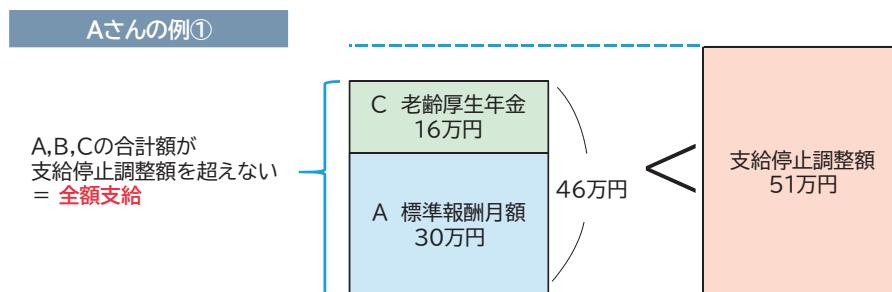
なお、在職老齢年金の計算では、使用する数値を誤りやすいという特徴があります。例えば、Aの「標準報酬月額」とは、“額面の給与額”と“手取りの給与額”的いずれでもありません。使用するのは給与明細中の「標準報酬月額(共済)」中の“月額”です。

標準報酬月額(共済)		
	等級	月額
短期	35	650,000
長期	厚生年金	32 650,000
	退職等年金	32 650,000

加えて、Cの「老齢厚生年金の月額」についても、単純に「1年間の年金の総受取額を12で除す」という方法で計算をするという誤解がされがちです。在職老齢年金の計算に使用する「老齢厚生年金の月額」は、老齢厚生年金の加給年金額や経過的加算及び老齢基礎年金の額を除いた、あくまで純粋に「2階部分の報酬比例部分」の額を算出する必要があります。

### 《支給停止のパターン例》

例えば、下図のAさんの例①の場合、標準報酬月額が30万円、厚生年金の受給額が月16万円とした場合、合計額は46万円となり、51万円以下のため、年金はそのまま受け取れます。



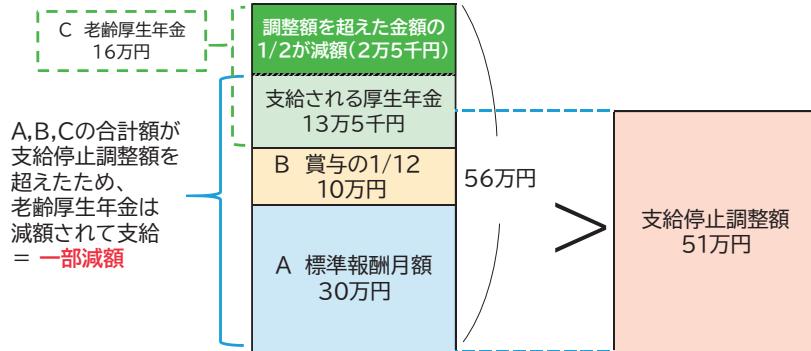
ところが、Aさんの会社が好調で、120万円の賞与(ボーナス)が支給された場合、 $120万 \div 12か月 = 10万円$ が月額として加わることになります。

そこで再び1か月に受け取れる年金額と標準報酬月額および賞与(ボーナス)1か月分の合計値を比べてみましょう。

$$30万円 + 10万円 + 16万円 = 56万円 > 51万円$$

ボーナスが支給されることで合計額が月56万円となり、基準額を5万円超えるので、その半額の2万5千円が月々の年金から差し引かれ、受給額は月13万5千円となります。

Aさんの例②(ボーナスを120万円受け取った場合)



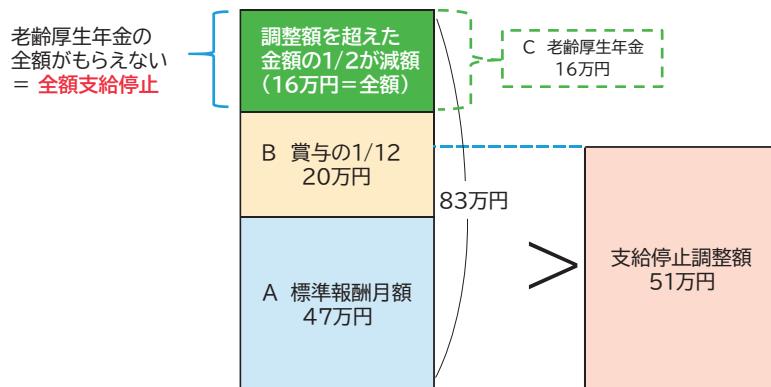
さらに賃金(給与)がもっと増えて、標準報酬月額が47万円、賞与(ボーナス)が240万円(=1か月分にすると20万円)となった場合には、

$$47万円 + 20万円 + 16万円 = 83万円 > 51万円$$

となり、基準額を32万円超えるため、その半分の16万円が減額されることになり、支給される年金額はゼロになります。

**※ もっとも、ここまで高額な賞与が支給されることは現実にはあり得ないかも知れません。計算例を解説するための“仮定”とご理解ください。**

Aさんの例③(もっと給与をもらった場合)



## 働きながら年金はいくら貰える？

### ◆共済 合子さんの場合

#### 【受給権発生時(令和11年8月15日)の勤務状況】

- ・フルタイムの会計年度職員として、公務員(3号)厚生年金保険に加入し続けながら、勤務中。
- ・標準報酬月額は36万円…A、ボーナスは年84万円…B



#### 【年金額(年額)】

- ・老齢基礎年金…84万円
- ・老齢厚生年金…144万円(月額12万円)…C
- ・退職共済年金…経過的職域加算額…24万円

#### «計算例»

$$A(36\text{万円}) + B'(84\text{万円} \div 12\text{月} = 7\text{万円}) + C'(144\text{万円} \div 12 = 12\text{万円}) = D(55\text{万円})$$

$$D(\text{収入額 } 55\text{万円}) > 51\text{万円}$$

…p.37のイ(基本月額と総報酬月額相当額の合計額が51万円を超えるとき)に該当する。

$$D(55\text{万円}) - \text{支給停止調整額}(51\text{万円}) = 4\text{万円}$$

$$\rightarrow \text{支給停止額(月額)} = 4\text{万円} \times 1/2 = 2\text{万円}$$

$$\text{老齢厚生年金の支給額(月額)} = C'(12\text{万円}) - \text{支給停止額(月額)}(2\text{万円}) = 10\text{万円}$$

**老齢厚生年金の毎月分12万円のうち、2万円が支給停止となり、月額10万円が支給。**

#### 【合子さんの令和11年9月分(65歳時点)での年金の総支給額】

- ・老齢基礎年金→7万円<sup>\*1)</sup>
- ・老齢厚生年金→10万円
- ・退職共済年金(経過的職域加算)→0円<sup>\*2)</sup>

<合 計> 17万円

\*1) 老齢基礎年金には支給調整はありません。

\*2) 常勤の公務員として在職されている方は、経過的職域加算額、退職共済年金の職域年金相当部分の額及び退職年金(年金払い退職給付)も全額支給停止されます。

① 複数の実施機関から年金の支給を受けている方が在職中の場合、当共済組合が支給する年金だけでなく全ての年金額を合算した金額により計算し、各実施機関の支払額に応じて按分した金額が支給停止されます。

② 加給年金額が決定されている方について支給停止額の計算の結果、年金の月額が全額支給停止となる場合には、加給年金額も全額支給停止されます。

給与明細と「ねんきん定期便」から、支給停止額と総支給額が試算できます！

標準報酬月額	過去1年のボーナスの額÷12	厚生年金の月額	収入月額
A <input type="text"/>	+ B <input type="text"/>	+ C <input type="text"/>	= D <input type="text"/>
収入月額		支給停止額	
(D <input type="text"/> - 51万円)		× 1/2	= E <input type="text"/>

$$\text{厚生年金の月額} - \text{支給停止額} = \text{厚生年金支給額}$$

C  - E  = F

※Fがマイナスになると  
は、厚生年金は全額支給停  
止、左の式では、「F=0」と  
なります。

厚生年金支給額 経過的職域加算額等 総支給額  
F  + G  = H   
※常勤の公務員として勤務している間は、G内の経過的職域加算額(共済年金)部分は全額支給停止です。

## 《給与明細(新給与システム様式)》

標準報酬月額(共済)		
	等級	月額
短期	35	650,000
長期	厚生年金	32
	退職等年金	32

## «ねんきん定期便»

3. 老齢年金の種類と見込額(年額)(60歳未満の方は現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1) 基礎年金				老齢基礎年金
(2) 厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円	(報酬比例部分) 円 (定期部分) 円 (定期賃率部分) 円
(1) と (2) の合計	円	円	円	円

#### (5) 在職しながら年金を受給する場合における年金額の改定

年金の支給を受けながら働く場合は、受給後も厚生年金保険に加入し、保険料を納めることになります。そのような場合には、受給権発生後の被保険者期間を反映させ、年金額が見直される制度があります。それぞれの制度の仕組みは、次の通りです。

## ① 在職定時改定

「在職定時改定」とは、65歳以上70歳未満かつ在職中の老齢厚生年金受給者に支給される年金額を毎年10月に見直しする制度です。

基準日(9月1日)において厚生年金の被保険者として在職中の方の年金額は、毎年1回、毎年8月までの加入実績に応じて10月分(12月支給分)から改定されます。

## ② 退職改定

退職改定とは、年金受給者が退職した際に、その時点での加入期間や支払った保険料の額に基づいて支給される年金額を見直す制度です。

厚生年金に加入しながら年金を受給している70歳未満の方が、退職して1か月を経過したときに、退職した翌月分の年金額から改定されます。

## ③ 70歳に到達したとき

p.35でも触れたように、厚生年金の被保険者でいられるのは70歳までであり、70歳になるとこの資格は喪失します。

そのため、厚生年金に加入しながら年金を受給している70歳未満の方が、70歳に到達したときには、70歳に到達した翌月分の年金額から改定されます。

## ▶ 第4章 その他の年金制度

### ■ 1 加給年金額（再掲）

加給年金については、第3章において、老齢年金の中の諸制度の1つとして、その概要を説明しましたが、非常に大事な制度ですので、ここでは、もう少し詳しくご説明します。

#### (1) 加給年金(額)の意義

加給年金とは、厚生年金の被保険者が65歳に達した際、その被保険者によって生計を維持されている配偶者や子どもがいる場合に、老齢厚生年金に加算する形で支給される年金を指します。従って、加給年金は、独立した1つの年金の種類を表す名称ではありません。

制度化された歴史は古く、昭和29年に遡りますが、夫が働き、妻が家庭を支えるという当時の世相を反映して、夫の年金に家族手当として加給年金を加算し、夫婦世帯の年金を保障するという役割を最初は担っていました。夫の年金に加給するというのは、当時は妻が貰える年金がなく、また配偶者だけでなく18歳未満の子どもがいるときにも、世帯単位で生活を保障するという意味も込められていました。

昭和61年に基礎年金制度が導入された以降は、配偶者も国民年金第3号被保険者として強制加入することになり、65歳になれば老齢基礎年金が受け取られるようになったため、加給年金は配偶者が65歳になるまでの有期給付となりました。

#### (2) 加給年金(額)対象者

「加給年金額対象者」とは、加給年金を実際に受け取る方（主に夫）を指すものではありません。その受給者によって生計を維持されていて、一定の要件<sup>\*)</sup>を満たす配偶者や子を指します。なお、加給年金（額）を実際に受け取るのは、主に厚生年金の受給資格のある会社員や公務員といった「被用者」（事業主以外の従業員）になります。

\*) p.31を参照してください。

#### (3) 加給年金の額

##### ① 加給年金額

※金額は令和7年度

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	239,300 円	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
1人目・2人目の子	各 239,300 円	18歳到達年度の末日までの間の子
3人目以降の子	各 79,800 円	又は1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

##### ② 特別加算額（配偶者が対象となっている場合）

※金額は令和7年度

受給する人の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額 (上記との合計)
昭和18年4月2日～	176,600 円	415,900 円

## «例»

昭和34年生まれの年金受給者(夫:65歳)に、加給年金の受給要件を満たす妻(配偶者)がいるとした場合、下記の額が自分(夫)の年金額に加算されることになります。

$$\text{加給年金額: } 239,300 \text{ 円} + \text{特別加算額: } 176,600 \text{ 円} = 415,900 \text{ 円}$$

加給年金は、配偶者が65歳に到達した以降は支払われなくなります\*。

\* ) 配偶者が、障害年金(全額停止の場合を除く。)又は被用者期間20年以上の特別支給(又は繰上げ支給)の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、その時点から支給停止となるため、その場合は65歳より前に支給停止となります。

## (4) 加給年金の申請手続きの流れ

加給年金の手続きとしては、共済組合に対して年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)を提出する際に、この請求書内にある「配偶者(子)について…」のページに必要事項を記入し、また、「生計維持に関する申立書」の欄に「はい」又は「いいえ」で回答しておけば、提出するだけで加給年金の手続きとしては完了です。

※ 配偶者(妻)と別居している等、特別の事情がある場合には、別途添付書類が必要となることがあります。

## (5) 加給年金が支給停止になるケース

加給年金は、対象者が年齢制限から外れた場合や、配偶者が障害年金(全額停止の場合を除く。)又は被用者期間20年以上の老齢厚生年金を受け取る権利を得た場合は支給が停止されます。

このほか、生計維持関係がなくなったなど、年齢要件以外の理由で配偶者や子どもが加算対象から外れた場合には、自分で届け出ないと加算が付いたままとなり、もらい過ぎた分があるときには、遡って返還する必要があります。長期間放置してしまうと多額の返還を求められますので、できるだけ早く届出をしましょう。

## «具体的なケースと手続き方法»

- ・ 加給年金額対象者が規定の年齢に到達したとき  
→自動で停止となるため、手続きは不要です。
- ・ 被用者期間が20年以上ある配偶者が、老齢厚生年金を繰上げて受給するとき
- ・ 配偶者が自身の障害厚生年金の請求を行い、当該年金の受給権が発生したとき
- ・ 配偶者や子どもが死亡や離縁、生計維持されないなどによって対象から外れるとき  
→いずれの場合も加給年金の支給実施機関\*)にその旨、電話で連絡いただければ、所定の届出用紙を送付しますので、それにより手続きをして下さい。

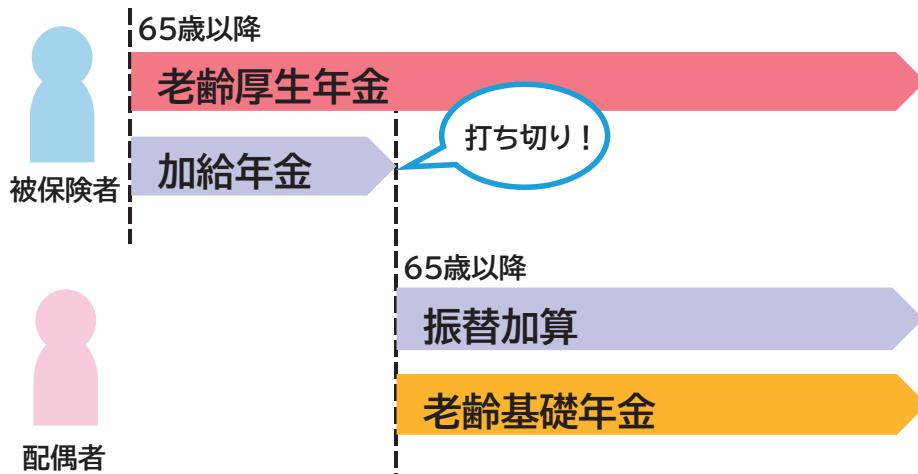
\*) 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合、通常、算定の基礎となる加入期間が最も長い老齢厚生年金に加給年金が加算されます。

## ■ 2 加給年金の振替加算

「加給年金」が話題に上ると、決まって「振替加算」ということばを耳にすることも多いかと思います。ここでは、加給年金とは切っても切れない振替加算制度について説明します。

### (1) 振替加算制度について

「振替加算」とは、加給年金額対象配偶者が65歳に到達したことによって、加給年金の加算が終了した後、その代わりに配偶者自身の老齢基礎年金に上乗して支給される年金のこと指します。



ただ、自分自身の年金が受け取れるようになったのに、さらに続けて加算されるのはどこか奇妙な印象を受けます。ご自身で年金を受け取れるわけですから、もう「加給年金」のお世話になることはないはずです。

この理由とは、次のようなものです。昭和61年に年金制度が改正され、基礎年金制度が開始されたことに伴い、それまで任意加入だったサラリーマンの妻(夫)も強制加入(第3号被保険者)となりました。しかし、昭和41年4月1日以前に生まれた方は、国民年金の満額支給要件である20歳から60歳までの40年間の加入期間が得られません。

特に施行日に60歳に間近な人ほど任意加入期間が短いか、もしくは加入期間が全くない人が多くなるという問題がありました。

こうした低額の老齢基礎年金しか受け取ることができない方々のことを考慮した結果、振替加算という制度が設けられたのです。

※ 昭和41年4月2日以降に生まれた方は、昭和61年4月1日以降に20歳になるので40年間の加入期間を満たすことができます。つまり、この世代の人々が年金を受け取り始める令和13年(2031年)4月以降には、振替加算の対象者はいなくなり、振替加算の制度も役割を終えることになります。

### (2) 振替加算を受給できる人

振替加算を受給できる人は、大正15年4月2日～昭和41年4月1日の期間に生年月日がある方です。

また、老齢基礎年金の受給者本人は、厚生年金保険・共済組合等の加入期間が20年未満でなければなりません。

一方で、配偶者は厚生年金保険・共済組合等の加入期間が20年(240ヶ月)以上を満たすことが要件です。

### (3) 振替加算を受け取る人

振替加算は、扶養されている妻(夫)が自身の老齢基礎年金に加算されて受け取ります。加給年金と振替加算の違いはこの受け取る人が異なるという点です。

加給年金は、年金版の「扶養(家族)手当」ですから、厚生年金に20年(240か月)以上加入した夫(妻)が65歳に到達して年金受給を開始すると、生計を維持している夫(妻)に加算されます。つまり、加給年金を受け取る人は夫(妻)です。

一方の振替加算は、厚生年金に加入していた夫(妻)によって生計を維持されていた妻(夫)が65歳到達して基礎年金の受給を開始すると、妻(夫)本人に加算されます。つまり、振替加算を受け取る人は妻(夫)です。

### (4) 振替加算の額

振替加算の額は受給権者の老齢基礎年金の額を基礎とするのではなく、「224,700円×改定率」に受給権者の生年月日に応じて政令で定められた率を乗じて得た額となります(国民年金法昭和60年改正法附則第14条)。

振替加算の額は、昭和61年4月1日に59歳以上(大正15年4月2日から昭和2年4月1日生まれの方については238,600円(ただし、令和7年度価格。制度制定時以降、改定率により毎年度更新。)で、それ以後年齢が若くなるごとに減額していく、昭和61年4月1日時点で20歳未満(昭和41年4月2日以後生まれ)の方は0となるように決められています。

以下は、昭和30年4月以降に生まれた人の振替加算額の一例(抜粋)です。

#### ・昭和30年4月2日

～昭和31年4月1日生まれの場合 ➔年額:54,162円(月額:4,513円)

#### ・昭和35年4月2日

～昭和36年4月1日生まれの場合 ➔年額:22,255円(月額:1,854円)

#### ・昭和40年4月2日

～昭和41年4月1日生まれの場合 ➔年額:16,033円(月額:1,336円)

#### ・昭和41年4月2日～ ➔なし(制度完成)

① 最新の額(一覧表)については、日本年金機構のWebサイトでご確認ください。

### (5) 振替加算の手続き

#### ① 老齢基礎年金の裁定請求

65歳から受給権者となった配偶者である妻(夫)自身が老齢基礎年金を受け取る際に加算されるのが「振替加算」だと述べました。そのため、振替加算を受け取るには、老齢基礎年金の裁定請求書を日本年金機構へ提出します。その際、必ず生計維持者である夫(妻)の情報を記入する必要があります。

ア 生計維持者である夫(妻)の基礎年金番号と年金証書の年金コード

イ 夫(妻)の氏名および生年月日

これらが正確に記入されていないと振替加算が支給されないので、注意しましょう。

## ② 老齢基礎年金額加算開始事由該当届の提出

### ア 夫が妻より年上の場合

生計維持者の夫(妻)より配偶者の妻(夫)が年下である場合、妻(夫)が65歳になつた時点ではほぼ自動的に振替加算が妻(夫)の年金に加算されます。

夫(妻)が加給年金を受け取っている状態で振替加算の要件を満たした場合は、自動的に妻(夫)の振替加算に切り替わります。

### イ 妻が夫より年上の場合

配偶者の妻(夫)が扶養者の夫(妻)よりも年上であるため加給年金額を加算できない場合でも、前記(2)の条件を満たすときは、振替加算を受給できる場合があります。

このような場合は、先に妻(夫)が65歳に到達して老齢厚生年金の受け取りを開始したとしても、その時点から振替加算は行われず、夫(妻)が老齢厚生年金を受給できる65歳まで待たなければなりません。

そして、その際、「国民年金 老齢基礎年金額加算開始事由該当届(日本年金機構の様式222号)」を年金事務所に提出する必要があります(同居していない場合には、状況によって、戸籍謄本、世帯全員の住民票又は妻自身の所得証明書が必要になります。)。

ところで、妻の方が先に老齢基礎年金の支給を受ける場合には、夫の65歳到達時に、この振替加算の届出を忘れてしまう可能性があります。

届出忘れを防ぐためにも、妻(夫)が最初の老齢基礎年金の手続きを行う際、ぜひ、年金請求書の配偶者に関する欄に夫(妻)の氏名・住所を記入しておくほか、同頁中、「生計維持に関する申立書」欄の質問に「はい」又は「いいえ」で答えた上でご提出ください。

これらの情報が年金事務所に予め伝わっていると、夫(妻)の方が65歳に到達し、振替加算を受給できるようになった際に、年金事務所から手続きを促す通知と届出様式が郵送されるため、手続きがスムーズにできます。

以上は、年上の配偶者(妻)の方であっても振替加算が受給できることを知っているかどうかがポイントになりますので、ぜひ覚えておいてください。

## ■ 3 障害厚生年金

障害厚生年金は、厚生年金保険の加入期間中に初診日のある病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるような一定の障害状態（障害等級1～3級）となった場合に、受け取ることができる年金です。

### (1) 障害厚生年金の受給要件

次の①～③までの全ての要件を満たすこと。

- ① 厚生年金保険の加入期間中に初診日（障害の原因となった病気やけがについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があること
- ② 障害の状態が、初診日から起算して原則1年6月を経過した日<sup>\*)</sup>（以下、「障害認定日」という。）又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級から3級までの状態にあること
- ③ 初診日の前日において、次のア又はイの保険料納付要件を満たしていること
  - ア 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの、公的年金に加入しなければならない期間（合算対象期間を除く）のうち、保険料納付済期間か免除期間（学生納付特例期間等を含む。）が3分の2以上あること
  - イ 初診日が令和8年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと

\*）障害年金の障害認定日は原則、初診日から1年6ヶ月後ですが、例外として症状が早期に固定する場合はこれより早い日を認定日とする特例があります。例えば、人工透析は開始後3ヶ月、人工弁置換術は手術日、切断・離断はその日が認定日になります。この特例により早期に年金請求が可能になります。

### (2) 障害の程度（障害等級）と認定基準

一定の障害状態とは、障害認定日において法令で定める障害の程度（障害等級）に該当する状態です。障害等級の認定基準（各公的年金制度共通）は次のとおりです。なお、障害年金の障害等級は障害者手帳の障害等級とは異なります。

1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくとも、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害
3級	日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける又は労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態

### ポイント

3つの用語（「障害の状態」・「障害の程度」・「障害等級」）の意味と関係性

用語	意味合い	法的根拠	内容
障害の状態	医学的な事実	厚生年金保険法第47条1項	【事実】医師の診断による具体的な症状、身体の機能の制限、日常生活の支障など、現在の病状そのもの。
障害の程度	法律上の評価	厚生年金保険法第47条2項	【評価】「障害の状態」を、国が定めた障害認定基準に照らして評価し、どの基準に該当するかを判定すること。
障害等級	法律上の結果	厚生年金保険法第47条2項	【結果】「障害の程度」の評価に基づき、最終的に認定された1級、2級、3級といった等級。

障害年金の対象となる主な傷病の例は次のとおりです。

これらの傷病を原因として、障害等級の認定基準に該当する状態である場合に、障害年金の対象となります(傷病名で障害年金が認定されるわけではありません。)。

#### <主な傷病例>

診断書の種類	対応する傷病名の例
眼の障害用	網膜色素変性症、糖尿病性網膜症、多発性硬化症(眼に症状が 出る場合)など
聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・ 嚥下・言語機能の障害用	感音性難聴、メニエール病、咽頭がん、舌がんなど
肢体の障害用	パーキンソン病、脳卒中の後遺症、脳性麻痺、リウマチ、筋ジストロフィーなど
精神の障害用	うつ病、統合失調症などの精神疾患、知的障害、てんかんなど
呼吸器疾患の障害用	間質性肺炎、肺がん、慢性呼吸不全など
循環器疾患の障害用	心不全、ペースメーカー植え込み、拡張型心筋症など、心臓に 関するもの
腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用	人工透析、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病など
血液・造血器・その他の障害用	白血病、化学物質過敏症、脳脊髄液減少症、上記に分類できな いがんや難病など

① 国民年金・厚生年  
金保険障害認定基準  
は、日本年金機構の  
Webサイトに詳しく  
掲載されています。

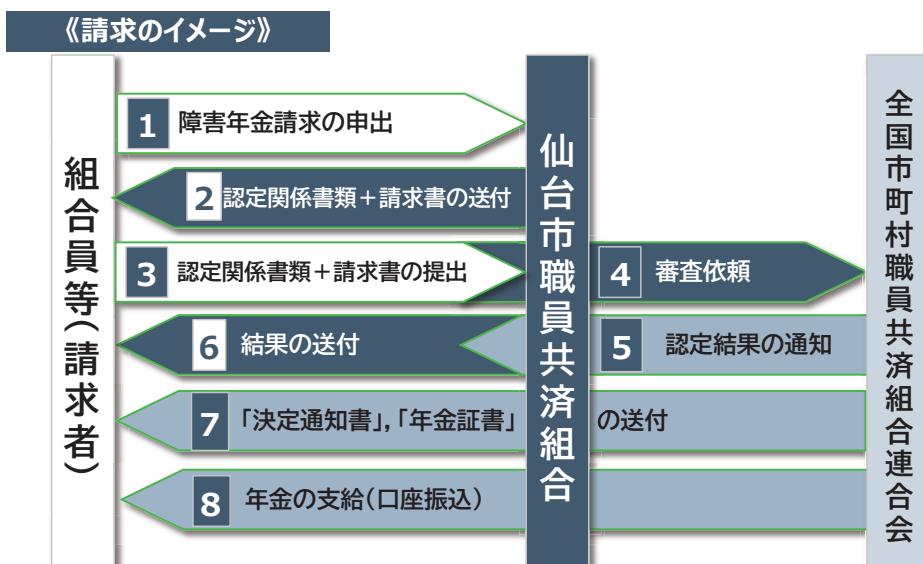
### (3) 障害年金の請求手続き

障害厚生年金を請求する際は、「障害の程度の認定依頼」及び「障害厚生年金の裁定請求」に係る書類の提出が必要となります。

まずはご自身の障害状態について、ご提出された書類をもとに、障害等級の認定を行います。認定結果のお知らせまでには3~4か月程度を要します。

認定結果が送付された後、障害厚生年金の決定作業に移り、年金証書の送付までには、さらに3~4か月を要します。

申出の際は、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を、転院しているときはその期日等、これまでの病歴について事前にご確認いただき、認定される見込みがあるかどうかを医師にご相談の上、ご連絡ください。



#### (4) 障害の程度の認定

障害の程度の認定とは、診断書等による障害等級を認定するための書面審査です。申出の際に状況をお伺いした上で、認定に必要な書類(診断書等)<sup>\*)</sup>を送付します。

障害の程度の認定には、次の2通りの請求方法があり、請求者によって可能な方法が異なります。

\* ) 障害厚生年金の請求に用いる“診断書”は、主治医が書く任意のものではなく、法令等により予め項目や内容が細かく定められています(次頁の「ポイント」も参照のこと。)。

##### ① 障害認定日請求

障害認定日により請求する方法です。障害認定日時点の診断書が取得可能な場合に、この方法で請求できます。障害認定日以降請求時まで、障害等級3級以上の障害状態にあると認定された場合、障害認定日の翌月分から年金が支給されます。ただし、遡って支給される年金は、時効により過去5年分となります。

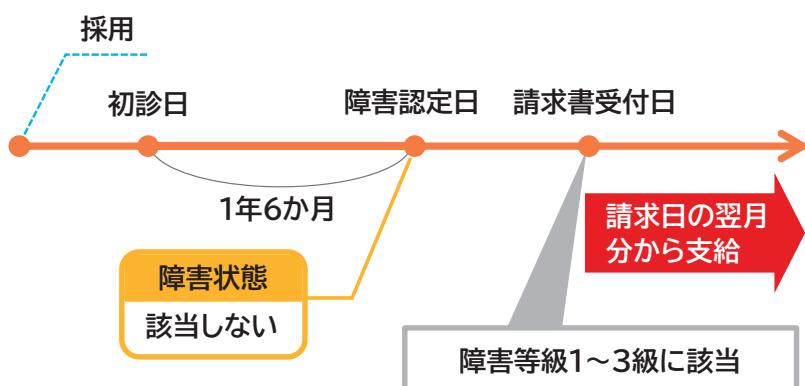


##### ② 事後重症請求

障害認定日時点では障害等級1級～3級に該当せず、その後、症状が進行して、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の障害状態になった方が請求する方法です。請求は65歳に達する日の前日(65歳誕生日の前々日)まで可能で、請求日の翌月分から年金が支給されます。

※ 診断書が作成できない等の理由により、障害認定日時点における障害状態を確認することができない場合も、この方法での請求となります。

※ 老齢厚生年金の繰上げを行う場合は、支給停止となることがあります。



## (5) 障害厚生年金の決定

障害程度の認定の結果、障害等級1級から3級に該当した方については、認定結果を元に年金の決定を行います。

なお、障害等級が1級又は2級のときは、国民年金法の「障害基礎年金」も併せて支給され、加給年金額対象者がいる場合は、加給年金額も加算されます。

### ポイント

#### 障害年金請求の際の「診断書」や「初診日」とは？

- 障害年金を請求する際に必要な「診断書」とは、現在の障害の状態を証明するために医師が作成する書類として、日本年金機構の定めた様式（障害認定基準に基づく専用の用紙）に記載されたものを指します。従って、過去に作成されたものを探し出して添付するのではなく、これからの申請に向か、改めて主治医に依頼して作成してもらうものです。
- 障害年金の実務では、障害の原因となった病気やケガの「初診日」がとても重要です。原則として、「障害認定日」が、初診日から1年6か月経過した時点（症状固定の時点）になるからです。  
この「初診日」というのは、その病気・ケガで最初に医療機関を受診した日のことを指します。その際、当時のカルテや診断書で初診日を証明できることはあります  
が、あくまで「初診日」の証明なのであって、年金の認定の際に必要な最新の障害状態を示すものではありません。



診断書の様式イメージ➡

## ■ 4 遺族厚生年金

遺族厚生年金とは、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取る(受け取っていた)老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の年額の概ね4分の3<sup>\*1)</sup>になります。遺族厚生年金を受給するためには亡くなった方と遺族のそれぞれが以下の要件を満たす必要があります。

### (1) 遺族厚生年金の受給要件

次の①～④のいずれかに該当すること

- ① 厚生年金保険の被保険者<sup>\*2)</sup>が亡くなったとき
- ② 厚生年金保険の被保険者<sup>\*2)</sup>であった期間に初診日がある病気やケガが原因で当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなったとき
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が亡くなったとき
- ④ 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の受給権者又は同期間が25年以上ある方(退職した方を含む。)が亡くなったとき

### (2) 受給できる遺族の範囲と順位

次の①～③の要件の全てを満たす方

- ① 亡くなった被保険者によって生計が維持されていたこと
- ② 恒常的な収入が年額850万円(所得の場合は655万5千円)未満<sup>\*3)</sup>であること
- ③ 以下の表に掲げる遺族の範囲であること

【下表の1～4の順位で最先順位者に支給されます。】

順位	遺族の範囲	対象となる要件
1	配偶者	夫 55歳以上の方(支給開始は60歳から。) (ただし、遺族基礎年金が支給されるときは、55歳から支給されます。)
		妻 年齢要件なし (ただし、夫の死亡時に30歳未満で、子がない <sup>*4)</sup> 妻の場合は5年間の有期給付)
	子	18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり婚姻していない方、又は、20歳未満で障害等級1級・2級の状態にあり婚姻していない方
2	父母	55歳以上の方(支給開始は60歳から。)
3	孫	18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり婚姻していない方、又は、20歳未満で障害等級1級・2級の状態にあり婚姻していない方
4	祖父母	55歳以上の方(支給開始は60歳から。)

\*1) 遺族が65歳以上の配偶者で、自身の老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)を受給している場合、年額の算出方法が異なる場合があります。

\*2) 死亡日の前日において、国民年金の保険料の納付要件(国民年金法に定める納付要件)を満たしていることを含みます。

\*3) 概ね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる場合も含みます。

\*4) 遺族が「子のいる配偶者」又は「子」の場合、遺族基礎年金も支給されます。

### (3) 遺族厚生年金の請求手続き

組合員が在職中、不幸にして亡くなられた場合には、まず死亡の事実を所属課から共済組合の資格担当に一報してもらい、関連する各担当が資格喪失などの各手続きの準備を始め、その後、遺族の方から直接年金の請求をしてもらいます。

退職後に亡くなった場合(年金待機者の死亡)、遺族が直接共済組合事務局へお問合せいただければ、必要な書類を郵送します。書き方などが分からぬ場合は、必要に応じて窓口での手続きも可能です。

また、老齢或いは障害など他の年金を既に受給中の方が亡くなった場合には、遺族が直接共済組合へ問い合わせることになります。

身近な人が亡くなった直後は、葬儀をはじめ様々な手続きに忙殺され、年金の話どころではないかも知れません。加えて、官公署に対する手続きは多岐にわたり、また、各種の添付書類が必要となるため、様々な面でご負担をお掛けすることでしょう。

そのためにも、死亡届など、同一書類を各所で使う場合には、いざ窓口へ提出という段になつて書類が不足して困らないよう、一度に複数通を取得しておくか、又はコピーを作成しておくことなどをお勧めします。

## ■5 「中高齢寡婦加算」と「経過的寡婦加算」とは

厚生年金保険の被保険者であった夫が亡くなった場合に、遺族厚生年金の受給要件には該当するけれども、遺族基礎年金の支給要件には該当しない妻や、遺族基礎年金の支給が終了した妻に対し、遺族厚生年金に上乗せされて支給される加算金の制度のことを「中高齢寡婦加算」と呼びます。

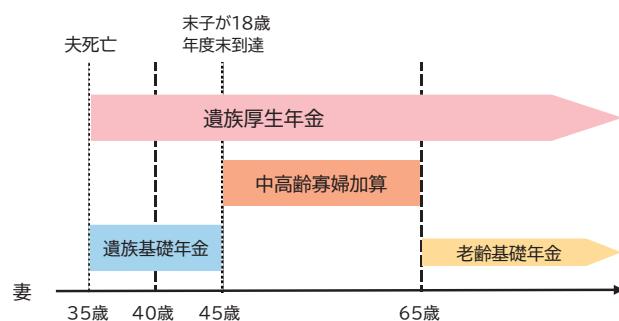
中高齢寡婦加算は、夫に先立たれて遺族となった妻が40歳から65歳になるまでの間(中高齢の時期)に受ける遺族厚生年金に対して加算給付される有期年金のことです。

遺族厚生年金に加算されるものですので、対象となる妻が遺族厚生年金を受け取っていることが大前提となります。子どもがいない妻や、子がいても要件を満たしていないため遺族基礎年金の給付を受けられないという遺族の妻にとって、中高齢寡婦加算は重要な制度といえます。

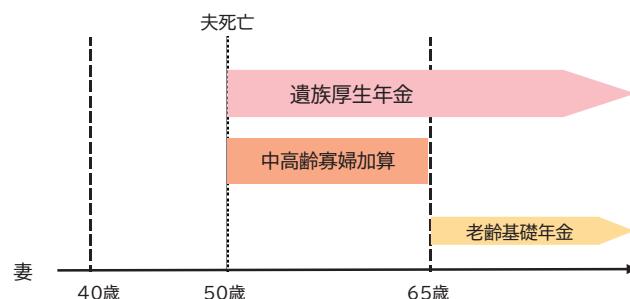
なお、寡婦(かふ)とは「夫と死別した後も再婚せずいる女性」のことをいいますので、加算制度の対象は妻であり、「妻が死亡したときの夫」にはこの中高齢寡婦加算やそれに類する給付はありません。

### 《具体的イメージ》

#### ○ 子どもがいる場合(例)



#### ○ 子どもがいない場合(例)



### (1) 中高齢寡婦加算を受給するための要件

#### ① 妻に必要な要件

- ・夫の死亡当時に40歳以上65歳未満であり、生計を同じくしている(遺族基礎年金の支給対象となる)子<sup>\*)</sup>がいない妻
- ・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子<sup>\*)</sup>のある妻が、子が18歳に達した(障害の状態にある子の場合は20歳に達した)などにより遺族基礎年金を受給できなくなったとき

\*) この場合の「子」とは、18歳になった年度の末日(3月31日)を経過していない子、もしくは20歳未満で障害等級1級又は2級の障害状態にある子のことであり、いずれの場合も婚姻していないことが前提になります。

65歳になると妻自身の老齢基礎年金が受けられるようになりますので、上記の要件を満たしている場合でも中高齢寡婦加算の給付は打ち切りとなります。

## ② 死亡時の夫に必要な要件

遺族となった妻だけではなく、死亡時の夫も次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ・厚生年金保険に加入中であった夫
- ・被保険者期間中の病気やケガが原因で、初診日から5年以内に亡くなった夫
- ・1級又は2級の障害厚生年金を受けていた(受給権者であった)夫
- ・厚生年金の被保険者期間が20年以上ある老齢厚生年金の受給権者であった、又は、その受給資格を満たしていた夫

## (2) 中高齢寡婦加算の支給額

中高齢寡婦加算の支給額は、年間623,800円<sup>\*)</sup>(令和7年4月時点)です。

遺族基礎年金の額の4分の3が中高齢寡婦加算の給付年額となっており、1か月当たりにすると約51,983円になります。

夫と死別し、受給要件を満たしている妻は、この金額が遺族厚生年金に加算して支給されることになります。

\*)…623,800円→令和7年度の遺族年金の満額(831,700円)×4分の3で求められます。

## (3) 経過的寡婦加算

遺族厚生年金に加えて65歳到達まで支給される「中高齢寡婦加算」に対し、65歳以降に支給されるものとして「経過的寡婦加算」があります(昭和31年4月1日以前生まれの方に限る。)。

昭和61年4月に基礎年金制度が開始される以前は、国民年金への加入義務がなかったため、老齢基礎年金を満額受給できない場合があります。

このような女性が遺族厚生年金を受給する場合、一定の条件を満たせば、再婚等、生計維持の状況等が変化しない限り、「経過的寡婦加算」が終身で支給されることになっています。

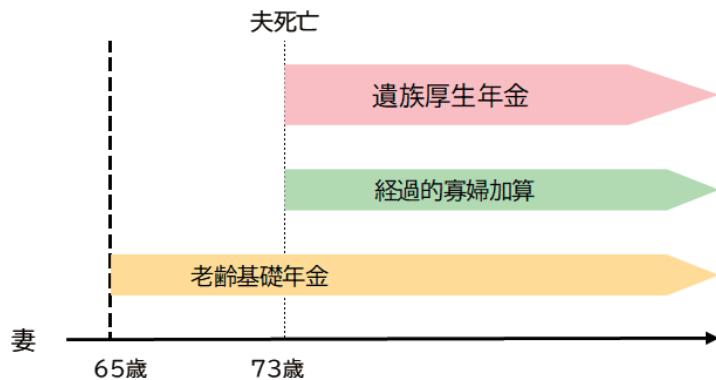
「経過的…」とは、以下の項目で説明するように、その対象者が特定の生年月日の方に限定されており、近い将来、対象者がいなくなれば、自然に制度も廃止されるため、こう呼ばれるものです。

なお、受給要件を満たしている場合は、自動的に遺族厚生年金に加算されるので、請求申請など、支給を受けるための手続きをする必要はありません。

## ① 経過的寡婦加算を受給するための要件

昭和31年4月1日以前生まれ<sup>\*)</sup>で、65歳以上の妻に遺族厚生年金の受給権が発生したとき(p.51(1)④による遺族厚生年金の場合は、夫の厚生年金被保険者期間が20年以上必要。)。

\* )「昭和31年4月2日以降生まれ」の方には、この加算制度は適用されなくなるため、「経過的…」と呼ばれます。



## ② 「経過的寡婦加算」制度が設けられている理由

加給年金の振替加算の項目でも触れた通り、昭和61年4月に基礎年金制度が導入され、それまで任意加入だったサラリーマンの妻も強制加入(第3号被保険者)となりました。

しかし、制度導入時30歳以上であった方(昭和31年4月1日以前生まれの方)は、60歳になるまでの期間が30年未満であり、老齢基礎年金額は満額の4分の3に届きません。

このような方々が中高齢寡婦加算を受給していた場合、自身の老齢基礎年金の受給開始によって、65歳到達前よりも年金受給額が低額になる可能性があります。このような制度上の問題を解消するために、65歳到達後、中高齢寡婦加算に代わって支給される「経過的寡婦加算」という制度が設けられました。

なお、昭和31年4月1日以前生まれの方は、現在既に65歳以上であるため、中高齢寡婦加算からの切り替わりではなく、上に掲げた図のように、遺族厚生年金の支給開始時点から経過的寡婦加算が支給されることになります。

## ③ 経過的寡婦加算の支給額

経過的寡婦加算の支給額は、次の計算式によって算出されます。※金額は令和7年度のもの

経過的寡婦加算の額

= 中高齢寡婦加算の額(622,000円<sup>①)</sup>) - 老齢基礎年金の満額<sup>②)</sup> × 乗率<sup>③)</sup>

\*1) 遺族基礎年金の額(=対象者が昭和31年4月1日以前生まれのため、829,300円)×3/4

\*2) 対象者が昭和31年4月1日以前生まれのため、829,300円(昭和31年4月2日以降生まれの場合、令和7年度の満額は、831,700円となるので、これらを混同しないよう注意!)

\*3) 乗率は、昭和2年4月2日から昭和31年4月1日までに生まれた方について、生年月日により「312分の12~480分の348」の間で決められています。昭和61年4月1日において30歳以上(昭和31年4月1日以前生まれ)の方が、60歳までの国民年金に加入可能な期間を全て加入した場合の老齢基礎年金の額に相当する額と合算して、ちょうど遺族基礎年金の4分の3である中高齢寡婦加算の額となるよう、生年月日に応じて設定されています。



経過的寡婦加算の額は、昭和61年4月1日から60歳に達するまで国民年金に加入した場合の老齢基礎年金の額と合わせると中高齢寡婦加算の額と同額になるよう決められている。

## ■ 6 退職年金以外の退職等年金給付（再掲）

平成27年10月の被用者年金制度の一元化により共済年金が廃止されるとともに、同年金における「職域加算部分」も廃止され、その代わりとして、「退職等年金給付」（年金払い退職給付）が創設されたことは、先に述べました。

そして、「退職等年金給付」には、①「退職年金」、②「公務障害年金」及び③「公務遺族年金」の3つ含まれるとも述べましたが、ここでは、なぜ退職等年金給付の類型に②、③が置かれるのかについて、その趣旨等に触れながら、前ページまでに説明した公務外の傷病が原因となった場合の障害厚生・遺族厚生の両年金と重複する部分を省いて説明します。

### （1）原資を確保する仕組み

#### ① 積立方式

旧共済年金での「職域部分」に係る給付の原資は、現役世代の保険料（掛金）で受給者の給付を賄う賦課方式（給付が発生する都度、それに見合う費用を調達する方式）によって確保していましたが、退職等年金給付における原資は、将来の年金給付を予め見積もり、それに必要な分だけを積み立てていく「積立方式」（退職時までに給付原資を積み立てる方式）によって確保されています。

#### ② 掛金率・付与率・基準利率

この退職等年金給付に関して、組合員の皆さんのが負担いただく掛金を算定する際の「掛金率」や給付の算定の際に必要となる「付与率」等については、地方公務員共済組合連合会が定めることとされています。

それらを基に、組合員1人ひとりに仮想の個人勘定を設定し、この個人勘定に各月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じた付与額を利子とともに毎月積み立てます。

なお、年金の給付額は国債の利回り等によって変動させることで、保険料を追加拠出する可能性を抑制していることになります。

### （2）給付までの流れ

#### ① 組合員期間中

組合員が毎月の保険料を積み立てることにより、毎月の報酬に付与率を乗じた付与額を、これに対する利子とともに毎月積み立てます。利子については、国債の利回り等に連動した基準利率を適用して算出されます。

この積み立ては退職等の事由により終了し、それまでに積み立てられた金額は「給付算定基礎額残高」になります。

#### ② 受給待機期間中

積み立てが終了した後も、年金の受給開始年齢になるまでは、組合員期間終了時の給付算定基礎額残高に対応する利子も積み立てられています。

これが年金の原資となる「給付算定基礎額」になります。

#### ③ 年金の受給開始（多くの場合は65歳）

年金の受給開始年齢到達後は、この給付算定基礎額を基にして実際の給付額を算出、支給します。

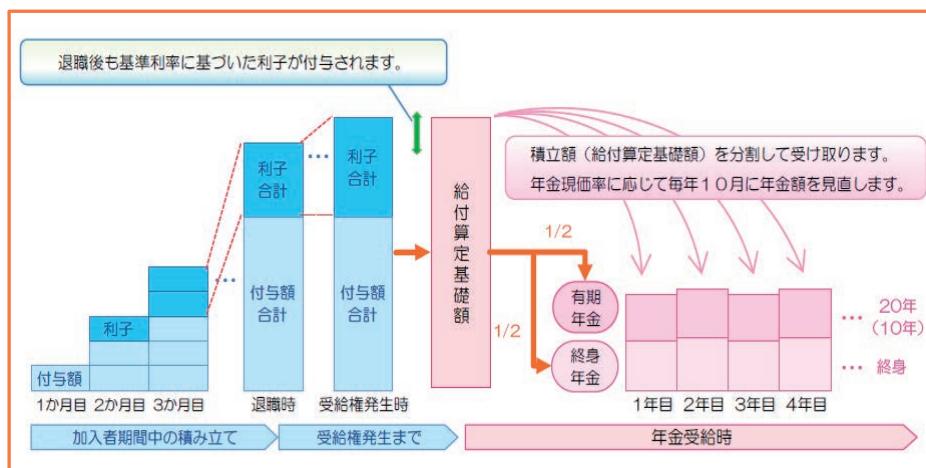
### (3) 納付算定基礎額

「給付算定基礎額」とは、残高通知書ハガキの記事中でも説明した通り、退職等年金給付の基礎となる額です。毎月の保険料(掛金)を納めることにより、標準報酬月額に一定率(付与率)を乗じた付与額と、これに対する利子が累積していきます(複利計算)。退職等年金給付の基礎となる給付算定基礎額は、次のように算定されます。

#### 給付算定基礎額

$$\begin{aligned} &= \sum (\text{組合員期間}^{*1}) \text{に係る各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額} \times \text{付与率}^{*2}) \\ &+ \text{当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率}^{*3}) \text{により} \\ &\quad \text{複利計算の方法で計算した利子の総額} \end{aligned}$$

#### «退職等年金給付の仕組みのイメージ»



\*1) 平成27年10月以後の組合員期間が対象となります。

\*2) 付与率…保険料のうち、公務給付分及び事務費等の諸コストを除いたものを標準報酬月額等に対する率として前述した連合会の定款で定められる率で、令和7年4月現在、1.5%です。

\*3) 基準利率…国債利回りを基礎として、積立金の運用状況、その見通し等を勘案して毎年9月30日までに連合会の定款で定められる率です。なお、令和7年10月から令和8年9月までの率は0.49%となります。

### (4) 年金現価率

給付算定基礎額を20年間にわたり分割して年金として受給する場合、単純に給付算定基礎額を20で割るのではなく、受給期間中の基準利率等に基づく利子収入を勘案した率(この率を「年金現価率」といいます。)で割って計算します。年金現価率は利子を計算するための利率と年金の受給期間により計算されます。

受給期間が終身の場合は、平均余命や基準利率を勘案して計算するため、年金現価率も毎年改定されます。終身退職年金の場合は「終身年金現価率」、有期退職年金の場合は「有期年金現価率」と呼びます。

### (5) 退職等年金給付の共通点

「公務障害年金」及び「公務遺族年金」が、制度上、「退職等年金給付(年金払い退職給付)」として「退職年金」と同じ類型に属しているのは、いずれも先に説明した、当該制度に共通する給付の原資である「給付算定基礎額」を用いて年金額を算定するからです。その計算イメージをザックリ示せば、次の算式のように理解できます。

## « 計算イメージ »

- 終身退職年金 = **給付算定基礎額** × 1/2 ÷ 終身年金現価率(毎年改定)
- 有期退職年金 = **給付算定基礎額** × 1/2 ÷ 有期年金現価率(毎年改定)
- 公務障害年金 = **給付算定基礎額** × A<sup>\*1)</sup> ÷ 受給者の年齢区分に応じた終身現価率 × 調整率<sup>\*3)</sup>
- 公務遺族年金 = **給付算定基礎額** × B<sup>\*2)</sup> ÷ 死亡者の年齢区分に応じた終身現価率 × 調整率<sup>\*3)</sup>

\*1) Aの調整…次の①又は②に掲げた“給付算定基礎額”以降の算式のいずれかになります。

① 組合員期間が300月以下の場合

→ “給付算定基礎額”×5.334(1級の場合は8.001)／組合員期間月数×300

② 組合員期間が300月を超える場合

→ {“給付算定基礎額”×5.334(1級の場合は8.001)×300／組合員期間月数}

+ {給付算定基礎額(1級の場合は×1.25)／組合員期間月数×(組合員期間月数－300)}

\*2) Bの調整…次の①又は②に掲げた“給付算定基礎額”以降の算式のいずれかになります。

① 組合員期間が300月末満の場合 → “給付算定基礎額”×2.25／組合員期間月数×300

② 組合員期間が300月以上の場合 → “給付算定基礎額”×2.25

\*3) 調整率…各年度の国民年金法の改定率を当該年金給付に係る給付事由が生じた日の属する年度における改定率で除した率をいいます。

## (6) 公務災害による補償と公務障害年金及び公務遺族年金

公務員が仕事又は通勤によりケガをしたり病気になったり、或いは最悪の場合、亡くなってしまうことを「公務(通勤)災害」<sup>\*1)</sup>といいます。

公務員に限らず、一般に労働者がこうした災害(労働災害)に遭ったとき、まずは労災保険からの補償を求めることが多いと思われます。一方で、先に説明した「障害厚生年金」や、被保険者が死亡した場合には遺族に対する「遺族厚生年金」の受給も考えられます。

労災保険からの補償と厚生年金の2つは全く異なった制度であり、基本的には両方を受給(併給)できます。とはいっても、どちらも満額という訳にはいかず、公的年金の方は満額受け取れるのに対し、労災給付の方は減額等の調整がなされることになります。

これは、両制度からの年金が未調整のまま支給されると、受給する年金額の総計が被災前の支給賃金を上回ってしまう不合理や、保険料負担について公的年金は事業主と労働者が折半しているのに対し、労災保険は事業主が全額負担していることから、事業主が保険料を二重負担してしまう、という問題が生じてしまうためです。

ところで、公務員が公務中に負傷した場合などは、「労災保険」ではなく、「公務災害補償制度」に基づく補償を受けることになります。公務災害と同一の事由(原因)に基づき、障害厚生年金や遺族厚生年金が併給される場合にも、公務災害補償の方が調整(減額)されるのが原則<sup>\*2)</sup>です。これは、労災保険と厚生年金との間の調整と同じ考え方に基づいています。

ただし、公務災害補償制度と公務障害年金や公務遺族年金(厚生年金に上乗して支給される「新3階部分」との間の調整については、これらが企業年金に類する部分とされているため、併給調整の対象とはならず、両方の年金を併せて受給することが可能です。

\*1) ここでいう「公務(通勤)災害」とは、「公務障害年金」及び「公務遺族年金」の受給原因となる「公務傷病」とはその範囲を異にします。端的にいえば、通勤途上での事故(いわゆる「通勤災害」)は、これら年金が支給されるべき受給原因とはなりませんので、注意を要します。

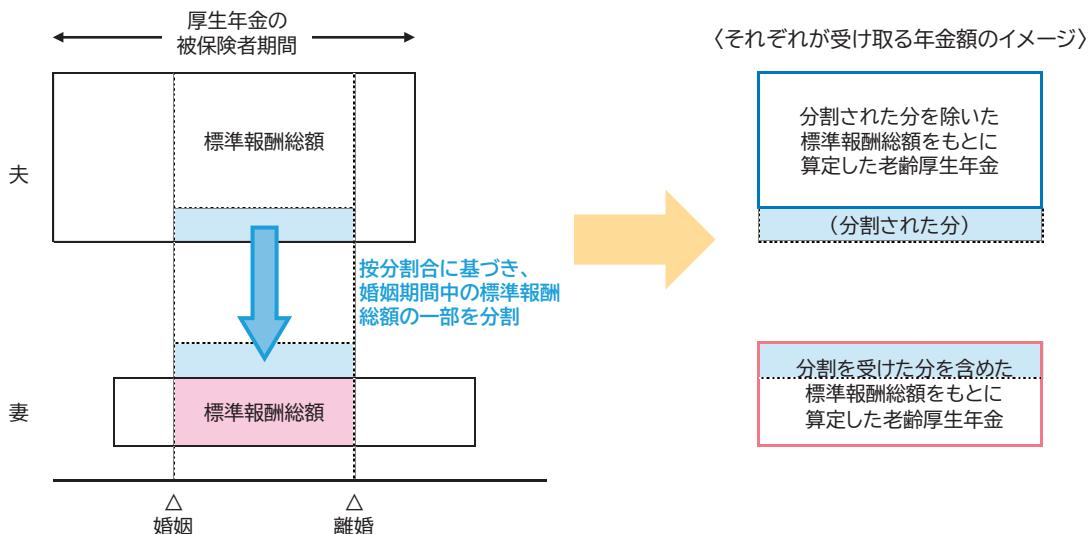
\*2) 公務災害補償と、一元化前に受給権が発生している障害共済年金や遺族共済年金を併給する場合については、これとは反対に、共済年金の方で減額調整が行われます。

## ■ 7 離婚時の年金分割制度

離婚時の年金分割とは、離婚する当事者の婚姻期間中における厚生年金の保険料納付記録(標準報酬額)を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。

決して離婚時点での具体的な年金支給額を分けるものではなく、将来の年金額を公平に反映させるため、あくまで記録を分割し、それぞれの将来の年金額に反映させる方式となっています。しかも、夫婦が加入する年金全てが対象となるわけではなく、厚生年金のみが対象となります。

老齢厚生年金は夫婦それぞれの保険料納付記録を基に算定されますが、婚姻期間中に専業主婦(夫)であった、もしくは収入が少ない配偶者は将来受け取れる年金が少額となってしまうことが考えられます。そのような配偶者について、家庭や生活を支えた貢献があると考え、相手から納付記録の分割を受けることで、将来受給する厚生年金の額に反映させることができます。



### (1) 分割方法

分割方法は、次の2種類です。

- ① 当事者間の合意又は家庭裁判所の決定による「合意分割」  
→分割割合は任意(0~50%)
- ② 国民年金の第3号被保険者(会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者)であった方からの請求による「3号分割」  
→自動的に2分の1に分割(配偶者の同意は不要で、また裁判も不要。)

### (2) 分割の手続き

離婚時の年金分割は、当事者(お互い、又はその一方)から当共済組合やお近くの年金事務所等(実施機関)の窓口で受付しています。

#### ① 情報通知書の請求手続き

分割に必要な情報は、事前に「年金分割のための情報提供請求書」の請求を行い、「情報通知書」が交付されることで知ることができます。

#### ② 年金分割の請求手続き

①の後に、「標準報酬改定請求書」に按分割合を明らかにできる書類を添付して分割請求します。

### (3) 注意事項

<請求期限>

年金分割の請求期限は、離婚日の翌日から起算して2年以内です。

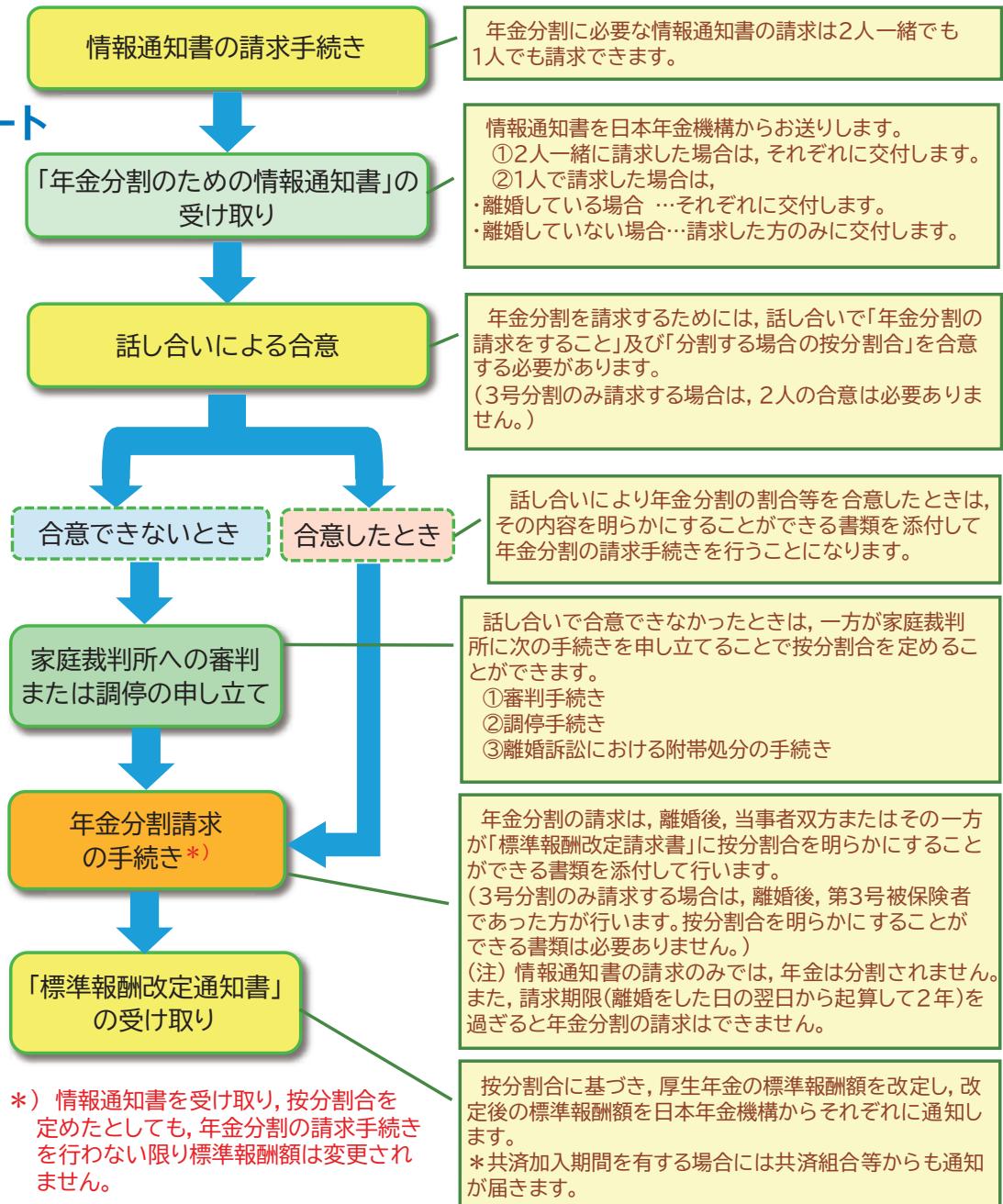
<事実婚の場合>

事実上の婚姻関係にある方も対象となります。分割の対象とすることができる期間は、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。

## 離婚時の年金分割制度についてのまとめ

分類	合意分割	3号分割
分割対象	厚生年金報酬比例部分(婚姻期間中)	3号被保険者期間中の厚生年金
分割割合	任意(0~50%)	2分の1
必要条件	当事者の合意 or 裁判	3号本人の単独請求で可

### 年金分割手続きのフローチャート



## ■8 「3歳未満の養育特例」とは

「3歳未満の養育特例」とは、3歳未満の子を養育している被保険者が、育児短時間勤務などの理由で標準報酬月額が下がった場合に、将来の年金額が低くならないようにする制度です。具体的には、養育前の高い標準報酬月額を年金の算定に用いることによって年金額の減少を防ぎます。

### (1) 養育特例を申出することができる方

3歳に満たない子を養育している又は養育していた者。

- ・子を扶養に入れていることの要件はなく、父母共に申出ができます。
- ・育休等を取得していない方も申出ができます。
- ・子が3歳を超えている場合<sup>\*)</sup>でも申出ができます。

\*) 申出日(所属長の承認を得た日)の属する月の前月から遡って2年間のうちにあるものに限り、養育特例を受けることができます。

### (2) 養育特例の対象者

3歳未満の子<sup>\*)</sup>を養育している組合員。

夫婦で子を養育しており、ともに組合員又は厚生年金被保険者で、かつ同居している場合は、夫婦2人とも対象になります。

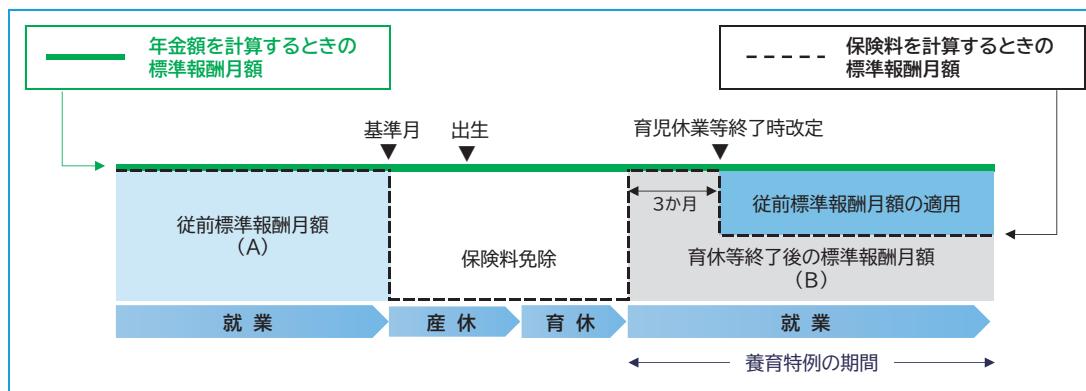
\*) 3歳未満の子の範囲は、法律上の親子関係にある子(実子および養子)などです。

### (3) 養育特例の対象期間

次の「開始」に該当する日の属する月から「終了」に該当する日の属する月の前月まで

開 始	終 了
<ul style="list-style-type: none"><li>① 3歳未満の子を養育することとなった日</li><li>② 3歳未満の子を養育する者が新たに共済組合の組合員の資格を取得した日</li><li>③ 産休が終了した日の翌日 (※育休を取らなかった場合)</li><li>④ 育休が終了した日の翌日</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 養育している子が3歳に達した日</li><li>② 他の3歳に満たない子の養育特例の申出をした日</li><li>③ 子を養育しないこととなった日</li><li>④ 産休を開始した日</li><li>⑤ 育休を開始した日</li><li>⑥ 組合員が死亡した日、又は退職した日 (※組合員でなくなった日)</li></ul>

### «適用例»



※ 3歳未満の子を養育することとなった日の属する月の前月(基準月)の従前標準報酬月額(A)に比べ、育児休業等終了後の短時間勤務等による改定後の標準報酬月額(B)が下回っているため、年金額の算定を行うときは、従前標準報酬月額(A)が適用されます。

#### (4) 申出する時期

- ・3歳未満の子を養育することとなったとき。
  - ・3歳未満の子を養育している方が組合員の資格を取得したとき。
  - ・産休や育休を取得している方が復職したとき。←一番多いパターンです。

※ 養育特例の申出をした後に育休を取得した場合でも、同一の子について改めて申出を行うことがあります。

## (5) 手続きについて

#### ① 養育特例の適用を受ける場合

「養育期間標準報酬月額特例申出書」(下図)に次の書類を添えて、所属課経由(所属長の現認欄あり。)で当組合に提出してください。

- ・世帯全員の住民票又は申請者のマイナンバーの確認できる書類のコピー
  - ・戸籍謄(抄)本（申請者が世帯主である場合は不要）

## ② 養育特例の適用が終了した場合

「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」(下図)を所属課経由(所属長の現認欄あり。)で当組合に提出してください。

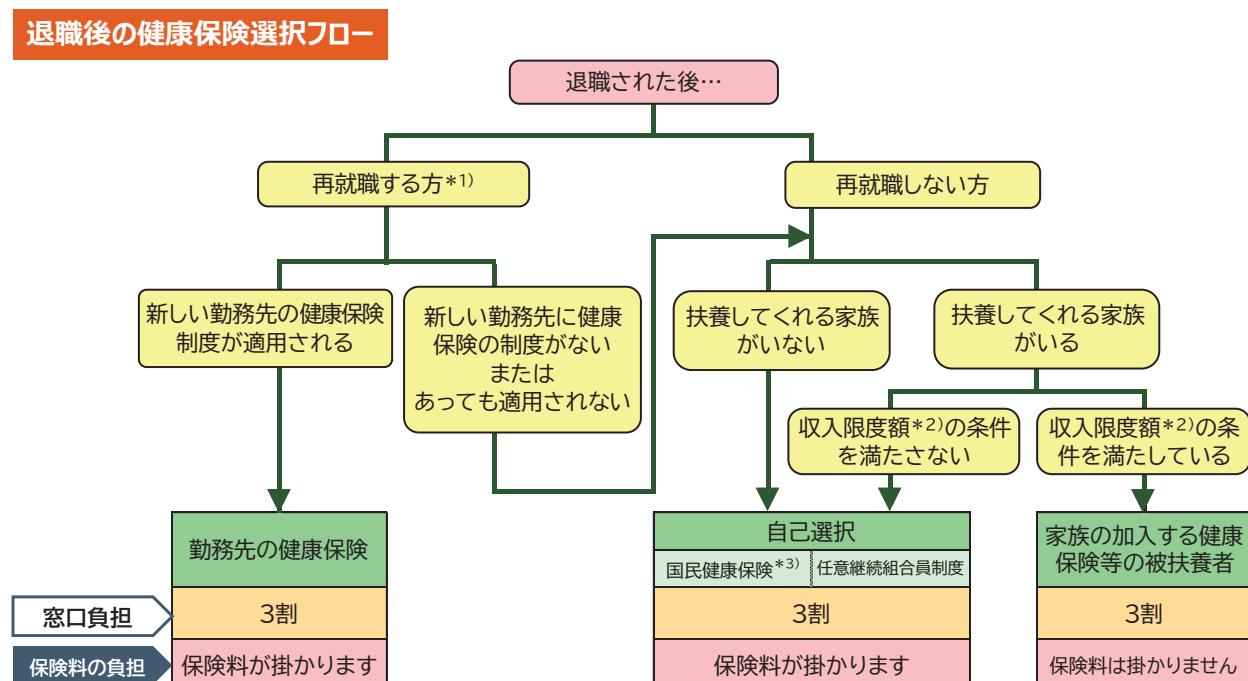
※ 添付書類は原則不要ですが、養育終了を確認するための書類の提出をお願いする場合があります。

※ 子が3歳に到達したときや組合員が資格喪失、又は70歳に到達したときは、終了届出書の提出は不要です。

## 第5章 退職後も留意すべき制度や手続きについて

### ■ 1 退職後の医療保険制度（健康保険制度）

退職して組合員でなくなると、仙台市職員共済組合の運営する健康保険制度の利用はできなくなります。直ぐに再就職をし、就職先の健康保険に加入するほか、当組合の任意継続組合員になるか、或いは、国民健康保険に加入するか、又は、家族の加入する健康保険で被扶養者となるかのいずれかを、保険料（掛金）、給付内容を比較検討の上選択することとなります。



\*1) 引き続き退職日から1日も空けずに暫定再任用（フルタイム・短時間勤務）又は定年前再任用短時間勤務として働く方は、当共済組合員の組合員資格が継続します。

\*2) 被扶養者の年額収入限度額

①	60歳以上の方 ① 収入の中に障害年金を含む方又は障害年金受給程度の障害を有する方 (いずれも年齢の制限なし。)	→年収180万円未満
②	①に記載した以外の方（遺族年金受給者を含む。）	→年収130万円未満

扶養してくれる家族が民間の健康保険組合等に加入している場合は、被扶養者の要件が異なる場合があります。それぞれの健康保険組合等の被扶養者の要件を確認してください。

\*3) 国民健康保険（料）については、お住まいの各区市町村「国民健康保険担当窓口」にお問い合わせください。

## ■ 2 任意継続組合員について

「任意継続組合員」とは、退職後も引き続き仙台市職員共済組合の組合員とみなされる制度です。最長2年間，在職中とほぼ同様の医療給付等(福祉事業は一部のみ)を受けることができます。被扶養者も認定要件を満たしていれば、継続して資格を有することができます。

任 意 継 続 組 合 員	
対 象 者	<p>退職の前日まで引き継ぎ1年以上組合員であった方(組合員期間が1年1日以上) ※ 次に該当する方は任意継続組合員になることができません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 共済組合の組合員資格が継続する方(暫定再任用(フルタイム・短時間勤務), 定年前再任用短時間勤務として働く方)</li><li>■ 会計年度任用職員・臨時の任用職員として働く方のうち, 短期組合員資格取得の要件を満たす方</li><li>■ 民間企業等に再就職する方のうち, 就職先の健康保険に加入する方</li><li>■ 家族が加入している健康保険の被扶養者になる方</li><li>■ 後期高齢者医療制度に加入している方(75歳以上の方)</li></ul>
加 入 手 続 き	<p>「任意継続組合員資格取得申出書」を期限内に共済組合へ提出し, その後に自宅住所へ郵送される納入通知書兼領収証書により期日までに掛金を納付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 受付方法:退職日の1か月前から受け付けています。ご本人から直接庁内便か郵送で送付してください。</li><li>■ 受付期間:退職の日から起算して20日以内に手続きをしてください。</li></ul>
加入期間	最長2年間で, 期間満了後は国民健康保険等へ加入することになります。
受けられる給付や事業	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 短期給付 休業等給付を除く。</li><li>■ 福祉事業 特定健康診査・特定保健指導(40歳以上) 高額医療貸付, 出産貸付</li></ul>
掛 金 の 算出方法	<p>次のア又はイのいずれか少ない額に短期掛金率(100/1000)と介護掛金率(16/1000)をそれぞれ乗じて合算した額が1か月分の掛金となります(令和7年4月から適用)。</p> <p>ア) 退職した月の標準報酬月額*) イ) 一般組合員の平均標準報酬月額(令和7年度は440,000円) ※ 介護掛金は40歳以上65歳未満の方が対象です。 ※ 「一般組合員の平均標準報酬月額」及び短期・介護掛金率は年度によって変更される場合があります。</p>
掛 金 の 払込方法	<p>納入通知書兼領収証書による払込(毎月払い・年2回払い・年1回払い)から払込方法を選択してもらいます(年2回払いと年1回払いには割引制度があります。)。</p> <p>※ 口座振替払いはできません。</p>
資 格 の 喪 失	<p>ア) 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき イ) 死亡したとき ウ) 掛金を期日まで払い込まなかつたとき エ) 他の法律に基づく共済組合員又は健康保険等の被保険者となったとき オ) 任意継続組合員から脱退することを共済組合に届け出て, その届出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき ※ 任意継続組合員の資格を喪失したときは, 速やかに「資格確認書(任意継続)」を返納してください(交付されている場合に限ります。)。 また, イとエの場合には、「任意継続組合員資格喪失届」を併せてご提出ください。 オの場合の届出は, 資格喪失を希望する月の前月までに行ってください。</p>

\* ) 標準報酬月額…報酬月額(基本給+諸手当)を標準報酬等級表に当てはめて求めた額

## «掛金計算の例(月額)»

令和7年3月31日退職／退職した月の標準報酬月額が500,000円(30等級)の場合

・退職した月の標準報酬月額:500,000円

・一般組合員の平均標準報酬月額:440,000円

(基準日:各年9月30日現在)

・ $500,000\text{円} > 440,000\text{円}$  いずれか, 低い方

→「440,000円」にそれぞれの掛金率を乗じて算出します。

短期掛金:  $440,000\text{円} \times 100 / 1000 = 44,000\text{円} \cdots ①$

介護掛金:  $440,000\text{円} \times 16 / 1000 = 7,040\text{円} \cdots ②$

短期と介護を合わせた月額の掛金は,  $① + ② = 51,040\text{円}$

※ 令和7年4月時点の定款で定める「任意継続組合員標準報酬の月額」(最高限度額)及び掛金率を適用

## ■ 3 年金にかかる税金について

老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上の「雑所得」として、所得税、市県民税等の住民税の課税の対象となります。また、令和19年(2037年)までは、東日本大震災の復興財源となる「復興特別所得税」が所得税に上乗せされています。

ただし、公的年金は、高齢者の生活手段とするための社会保障として給付されていることを考慮して、給与所得者に対する課税と比較しても税負担が軽くなるよう配慮されています。

なお、障害年金や遺族年金などは非課税です。これは、公的年金(老齢年金)が老後の生活費として得る通常の収入と位置づけられる一方、障害と遺族年金は生活困難を補うための補償的給付であるため、税を課さない取扱いになっているためです。

### (1) 所得税の源泉徴収について

公的年金は、その全額が支給されるのではなく、所得税法に基づき、年金支給時に仮算定された所得税分が差し引かれて支給されます。この「仮算定による差し引き」を“源泉徴収”といいます。復興特別所得税も含めてまとめて控除されます。

これは給与と同様、支給の都度、概算で所得税を仮払いする制度であり、最終的な税額は確定申告により精算されます。

#### ① 仮算定のための式(簡便式)

公的年金の各支給月(支給月の前月と前々月の2ヶ月分)における源泉徴収税額を算出する仕組み(ロジック)を以下に「簡便式」として紹介します。簡便式は、国税庁が定めた「源泉徴収事務のための月割控除額」を基に、年金支給時点での標準的な所得控除を推計し、課税対象額を算出する方式です。

なお、年額を求める際には、支給額が通年で変わらない場合、同一支給額での支給月は6回となりますので、6を乗じて求めます。もし、年央で支給停止となったり、支給額が変更となったりした場合には、当該支給額に対応する支給月数を乘じます。

#### 定期支給月毎の公的年金の源泉徴収税額を算出する仕組み（簡便式）

$$= \{2か月分の年金支給額 - (当回特別徴収された社会保険料)$$

「みなし支給額」<sup>\*1</sup>

$$- (基礎的控除額 A<sup>*2</sup> + 人的控除額 B<sup>*2</sup>) \times 2か月} \times 5.105\%<sup>*3</sup>$$

\*1)…当回に年金から特別徴収された介護・国保・後期高齢医療の各保険料があるときは、その分を差し引いた残額を支給額とみなして上式を計算します。

複数の年金を受給している場合には、老齢基礎年金から(多くの場合、日本年金機構が支給)特別徴収されます。

\*2)…2つの控除額 A と B はいずれも月割額(○○円／月)です。

\*3)… $5.105\% = (5\% \times 1.021\%)$ 。なお、公的年金の支給額が一定額を超える場合、10.21%となります。

## A):基礎的控除額（月割額）

(令和8年分)

受給者年齢	公的年金の額	基礎的控除額（A）
65歳以上	242万円以下	年金支給額の月割額×25%+105,000円 (175,000円未満の場合は175,000円)
	242万円超	年金支給額の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満の場合は165,000円)
65歳未満	213万円以下	年金の支給額の月割額×25%+105,000円 (130,000円未満の場合は130,000円)
	213万円超	年金支給額の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満の場合は125,000円)

※ 括弧( )内の金額は下限額で、計算結果がこれを下回る場合の最低保証額です。

※ この「基礎的控除額」は、前記「簡便式」中の A の要素に当たるものであり、確定申告時の「基礎控除」とは別物です。

※ 上の表は、令和8年分の源泉徴収計算に適用されるもので、令和7年度税制改正によって、令和9年分に適用される表はまた変更となります。

## B):人的控除額（月割額）

受給者の区分	控除の種類(親族の内容)	人的控除額（B）
本人	一般の障害者	22,500円
	特別障害者	35,000円
	寡婦	22,500円
	ひとり親	30,000円
控除対象配偶者 及び 扶養親族	一般の控除対象配偶者	32,500円
	老人控除対象配偶者	40,000円
	一般の扶養親族(1人当たり)	32,500円
	老人扶養親族(1人当たり)	40,000円
	特定扶養親族(1人当たり)	52,500円
	特定親族(1人当たり)	52,500円
	一般の障害者(1人当たり)	22,500円
	特別障害者(1人当たり)	35,000円
	同居特別障害者(1人当たり)	62,500円

## ② なぜこの簡便式を使うのか

所得税は現年課税であり、年央においてはその年の総所得額や社会保険料の総額がまだ確定していません。しかし、毎年金支給時に源泉徴収を行う必要があるため、外形的な標準指標(年金額の一定割合+定額控除)に基づき、仮の課税額を推計する仕組みが採用されています。

このように、標準的な額で仮に徴収し、最終的な課税所得との差異は確定申告で精算・是正する、という設計思想の下で源泉徴収課税が行われています。

### ③ 最終税額との整合性の担保

年金を受け取った翌年の確定申告により、年間の公的年金等控除・社会保険料控除・医療費控除等を全て反映させ、本来の税額と源泉徴収税額の過不足を精算します。

この制度設計により、年間ベースでの公平性が担保されますが、申告しなければ過大徴収がそのまま確定するリスクがあります。

従って、本来の税負担との間に生じた差額(特に社会保険料や医療費などの控除未反映分)は、受給者自身が必要に応じて確定申告をすることによって是正することが重要です。

※ 所得税の確定申告については、(3)①参照。

### 【注1:(簡便式)控除額における特別徴収分の社会保険料の取扱い】

公的年金からは介護・国保・後期高齢医療の社会保険料が偶数月に特別徴収されます。複数の支払者から公的年金を受給している場合には、一定の優先順位に従って行われますが、多くは日本年金機構の老齢基礎年金から徴収されています(➡詳しくは、p.71を参照。)。

源泉徴収時の計算ロジック(先述した「簡便式」)では、当回に年金から差し引きされたこれらの社会保険料を除いた「みなし支給額」を起点に、「基礎的控除額A(月割) + 人的控除額B(月割)」を控除して税率を適用します。

連合会や日本年金機構のWebサイトや一部パンフレットでは、説明用に「社会保険料」を控除する過程をわざわざ「簡便式」中に記載しているケースがありますが、これは、「みなし支給額」を算出する過程を敢えて明示したものといえます。

その一方、例えば、公立学校共済(文科省系)や KKR(国家公務員共済)、人事院の説明では、「社会保険料」を「簡便式」中に入れない表現で説明を行っています。ただし、これは前処理として既に控除済であることを大前提とした表現であると理解すべきです。

しかし、年金から特別徴収されていない保険料(口座振替分・家族分等)については、年金支払者においても把握できませんので源泉時には反映されず、確定申告(又は年末調整)で社会保険料控除として精算することになります。

### 【注2:(簡便式)控除額における公的年金等控除額の取扱い】

公的年金等控除は、公的年金等の収入を「雑所得」として課税する際に、年金収入から雑所得を求める最初の段階で行う控除で、高齢者の税負担軽減を目的としています。

この控除は、その年の公的年金収入総額に基づき、確定申告や市町村の課税計算で適用されるものであって、支給月ごとの源泉徴収では反映されません。というのも、年の途中では受給開始や停止、加給年金の増減があるため総収入額が確定せず、支払者が偶数月の支給時に把握できるのはその時点における年金額だけだからです。

そこで、先に説明した源泉徴収計算のロジック(簡便式)による仮算定を行い、最終的に確定申告や住民税計算で公的年金等控除を最初に差し引いて雑所得を計算し、税額を精算します。

### 《公的年金等控除額の一覧表》

※ 下のような「公的年金等控除額一覧表」は、年金収入額や受給者の年齢に応じた所得税法上の「公的年金等控除額」を示した表です。確定申告や市町村の課税計算を行う際、総所得金額の算定や課税額を決定するため、公的年金の収入から雑所得を計算する際に用いられます。

ただし、この表を使って支給月毎の源泉徴収が行われるわけではありません(源泉徴収計算のロジックである「簡便式」にはこの表は組み込まれていません。)。

年齢	公的年金等の収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	(B) × 25% + 27.5万円	(B) × 25% + 17.5万円	(B) × 25% + 7.5万円
	410万円超770万円以下	(B) × 15% + 68.5万円	(B) × 15% + 58.5万円	(B) × 15% + 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B) × 5% + 145.5万円	(B) × 5% + 135.5万円	(B) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	(B) × 25% + 27.5万円	(B) × 25% + 17.5万円	(B) × 25% + 7.5万円
	410万円超770万円以下	(B) × 15% + 68.5万円	(B) × 15% + 58.5万円	(B) × 15% + 48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B) × 5% + 145.5万円	(B) × 5% + 135.5万円	(B) × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

### 【注3:「基礎控除」と「基礎的控除」の違い】

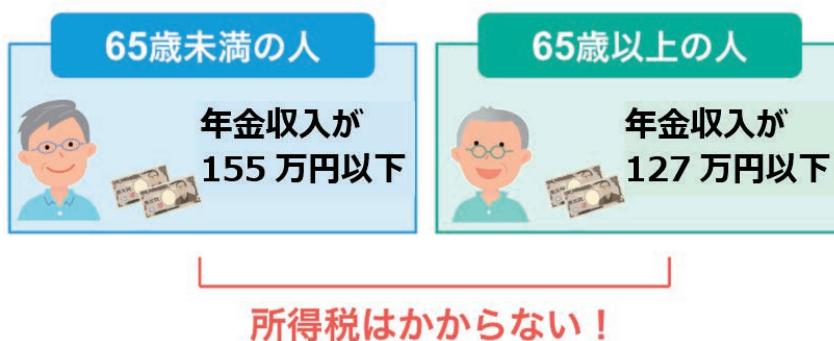
「基礎控除」は所得税法で定められた正式な所得控除で、所得金額に応じて最大48万円が確定申告や年末調整において課税所得を計算する際に必ず差し引かれます。

これに対し、「基礎的控除」は、法令用語ではなく、源泉徴収時の計算ロジック(簡便式)に組み込まれた月割控除の一部を指します。具体的には「年金月額の25% + 定額(前掲の表「基礎的控除額A」)」で設定され、偶数月の源泉徴収計算に用いられる便宜的な控除です。両者は性質も役割も全く異なるため、混同しないことが重要です。

#### ④ 非課税限度額について

年金収入のみの場合、非課税限度額が下表のように定められています。

年齢(12月31日時点)	老齢基礎年金受給権の有無	年金収入(年額)
65歳未満の方	—	155万円以下 → 非課税
65歳以上の方	ある	127万円以下 → 非課税
	なし	205万円以下 → 非課税



#### ⑤ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」について

##### ア 「扶養親族等申告書」の役割

前述の①の計算式でいう“人的控除B(配偶者控除・扶養控除・障害者控除等)”について確定申告を待たず、前もって支給月毎の源泉徴収時点で反映させるための書類として、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」があります。

“人的控除”が適用されるためには、この申告書(→次頁)を年金支払者に提出する必要があります。

複数の年金支払者(例えば、日本年金機構や共済組合など)から年金の支給を受けている方は、通常、支給額が最も多い年金支払者に対して申告書を提出することとなります。

この書類の提出がないと、次のa, bの計算例で示すように、源泉徴収される金額が増え、公的年金の手取り額が減ってしまうことになります(ただし、申告書の提出の有無にかかわらず、ご本人の基礎的控除は適用されます。)。

申告書は、年に1回それぞれの年金支払者から10月頃送られて来ます<sup>\*)</sup>ので、後述するように、いずれかの支払者に対して提出してください。

\*) 前頁④の非課税に該当する方には送付されません。

### a) 申告書を提出した場合

#### 源泉徴収税額

$$=(2\text{か月分の年金[なし]支給金額} - 1\text{か月の控除額}^{\ast 1}) \times 2 \times 5.105\%^{\ast 2}$$

$$\ast 1) \cdots 1\text{か月の控除額} = \text{基礎的控除額 A(月額)} + \text{人的控除額 B(月額)}$$

$$\ast 2) \cdots \text{所得税分 } 5\% \times \text{特別復興所得税 } 1.021\%$$

### b) 申告書を提出しなかった場合

#### 源泉徴収税額

$$=(2\text{か月分の年金[なし]支給金額} - 1\text{か月の控除額}^{\ast 3}) \times 2 \times 5.105\%^{\ast 2}$$

$$\ast 3) \cdots 1\text{か月の控除額} = \text{基礎的控除額 A(月額)} \text{のみ}$$

→申告書の提出がないと人的控除が反映されず、扶養親族がいても源泉徴収税額が多くなります。

### イ 複数の年金等の収入がある場合

複数の年金支払者から年金を受給している方や再就職等により給与所得のある方は、この「扶養親族等申告書」を複数の年金支払者、或いは、年金支払者と勤務先の両方に提出することはできません。所得税法上、扶養控除等申告書は原則1か所の支払者にしか提出できないからです。

従って、主たる支払者には、「扶養親族等申告書」を提出しますが、もう一方の従たる支払者には扶養控除等を記載せず提出します(又は提出しない。)。2カ所に提出すると控除が重複してしまい、確定申告の際に源泉徴収税額が不足して追加課税されることがあります。そのため、提出先は1か所(通常は支給額の最も多い支払者)に限るのが適切です。

## «源泉徴収税額の計算例»

【条件】 本人:老齢年金(厚生+基礎) 258万円 65歳

<令和8年>

配偶者:あり 無職 60歳

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出した場合の源泉徴収税額を計算した例。

○ 1支給月の年金支給額:430,000円 …社会保険料差引後の「みなし支給額」とする。

A 基礎的控除額:215,000円(年金の月割額)×25%+100,000円=153,750円

※ 153,750円<165,000円(最低保証額)→よって, 165,000円

B 人的控除額:控除対象配偶者に係るもの 32,500円

○ 控除額(月割額):197,500円

A + B = 165,000円 + 32,500円 = 197,500円

○ 1支給月の源泉徴収税額: 1,786円

源泉徴収税額 = [(1支給月の年金額)-(控除額) × 2か月] × 5.105%

= (430,000円 - 197,500円 × 2) × 5.105%

= (430,000円 - 395,000円) × 5.105%

= 35,000円 × 5.105%

= 1,786円

① 【注意】 年間ベースでは、この月次控除では社会保険料や公的年金等控除がまだ考慮されていないため、確定申告で精算されることになります。

## (2) 住民税等の特別徴収について

所得税以外にも、年金からは次のものが差し引きされます。これを「特別徴収」といいます。

①介護保険料

②国民健康保険料(又は後期高齢者医療保険料)

③住民税(市町村民税や県民税など)

従って、実際の年金の受取額は:

年金受取額

=年金支給額 - 所得税(源泉徴収) - 社会保険料(介護保険料・国保など)  
- 住民税(特別徴収)

という算式で導き出されることになります。

なお、異なる年金支払者から複数の年金を受給している場合、特別徴収が行われる年金の優先順位が定められており(地方税法施行令第48条の9の14), いずれか1つの年金から特別徴収が行われていますが、先に述べたように、多くの場合、日本年金機構が支給する老齢基礎年金から行われます。

年金からの税金の徴収に関しては、これまで述べたように、所得税に焦点を当てた説明がなされることが一般的ですが、実際の手取り額を考える際には住民税・社会保険料が併せて差し引きされている点を理解しておく必要があります。ここでは住民税等に関する公的年金からの“特別徴収”的制度を中心に説明していきます。

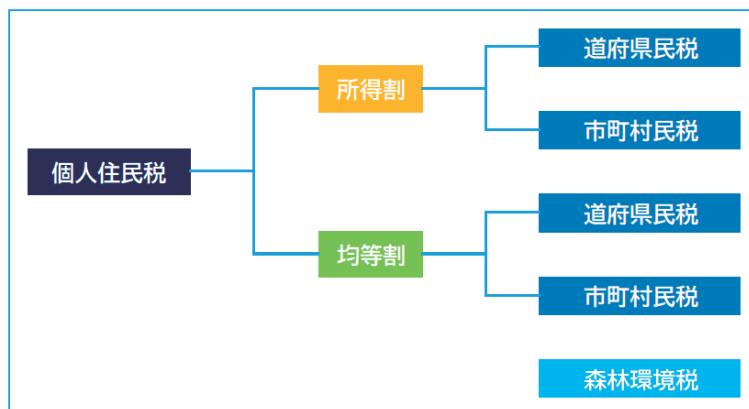
## ① 特別徴収制度

個人にかかる住民税は、日本年金機構等の年金支払者から市町村に提出される「公的年金等支払報告書」に基づき、前年の所得に対して課税されます。

徴収方法は所得税と似て「公的年金等からの差し引き」により行われますが、源泉徴収ではなく、「特別徴収」と呼ばれる方法によって納めます（詳しくは、「④特別徴収制度の留意点」をご参照ください。）。

## ② 税額の算定(税率等)

個人にかかる住民税には、下図のように、前年の所得を基準に計算される「所得割」と、一定の所得がある人が定額で負担する「均等割」があります。また、その税率は下表のとおりです。



	所得割(標準税率)	均等割(年額)
道府県民税	4%(2%)	1,000 円
市町村民税	6%(8%)	3,000 円
森林環境税(国税)	—	1,000 円
合 計	10%	5,000 円

※宮城県では、県民税に1,200円（みやぎ環境税）が加算されます。

「所得割」の税率は、道府県税が4%、市町村民税6%（仙台市のような政令市の場合は、道府県民税2%、市民税8%）です。

「均等割」には税率の概念がなく、年額4,000円（道府県民税1,000円、市町村民税が3,000円）が徴収されます。また、令和6年度からは1,000円の森林環境税（国税）が追加徴収されています。

## ③ 特別徴収(税額)の計算方法

住民税の計算は基本的には以下のフローで行います。

### «住民税(仙台市の場合)の計算フロー»

- 住民税(年額) = 所得割 - 住民税の税額控除 + 均等割

※ 均等割額には先述したように1人年額1,000円の「森林環境税（国税）」も加算されます。

- 公的年金の雑所得

$$\text{公的年金雑所得} = \text{公的年金収入} - \text{公的年金等控除額}$$

※ 控除額は年齢区分・収入バンドで決定➡ここで初めて「公的年金等の控除額一覧表」(p.69参考。)を参照して求めます。

## ■ 合計所得 → 課税標準

合計所得金額 = 公的年金雑所得 + (他の所得)

課税標準 = 合計所得金額 - 所得控除合計

※ 主な控除:基礎控除／社会保険料控除(国保・介護・国民年金保険料 等)／配偶者・扶養控除／医療費控除／生命保険料控除など

## ■ 所得割(仙台市の税率の場合)

所得割 = 課税標準 × 10% (内訳:市民税 8% + 県民税 2%)

## ■ 住民税の税額控除

住民税の税額控除 = 調整控除 + 寄附金税額控除(ふるさと納税などの住民税分)

+ 住宅ローン控除の住民税分など

## ■ 均等割(仙台市の定額部分)

均等割 = 市民税3,000円 + 県民税2,200円(「みやぎ環境税」1,200円を含む。)

## ④ 特別徴収制度の留意点

65歳以上の公的年金受給者の年金所得にかかる住民税は、市町村から送付される「税額決定通知書」に基づき、年金支払者が支給の際に予め差し引きして徴収し、翌月10日までに市町村へ納付します。徴収は年6回偶数月に行われ、以下のように割り振られます。

### «初年度(年金受給開始年)»

年金受給開始年(1年目)における特別徴収は10月から開始されます。

そのため、6月、8月分については特別徴収の対象外となり、市町村から送付される「納税通知書(納付書)」により普通徴収(納付書払い)で金融機関等に納付する必要があります。「なぜ年金支給が始まったのに納付書が届くのか?」というご質問が生じるのも、この理由のためです。

#### !1年目の公的年金からの引き落としは10月から始まります!

	普通徴収(納付書)で納める		公的年金からの特別徴収		
納付月	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	2月
税額の算出方法	年税額の1/4		年税額の1/6		
(例) 年税額:60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

### «翌年度以降(2年目以降の通常の流れ)»

4月、6月、8月:前年度税額の各6分の1を徴収。

10月、12月、翌年2月:当年度税額から上記分を差し引いた残額を各3分の1ずつ徴収。

	公的年金からの特別徴収					
	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額の算出方法	(前年度税額の1/2)の1/3			(年税額 - 4, 6, 8月の仮徴収税額)の1/3		
(例) 年税額:60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

### (3) 所得税の確定申告と住民税の申告について

#### ① 所得税の確定申告

平成23年度税制改正により、高齢者の申告負担を軽減するため、公的年金等の収入が400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告が不要とされる制度が導入されました。

このことも相まって、公的年金の受給者の多くは、「毎回、税金が引かれているから申告しなくても大丈夫では？」と考えがちです。確かに公的年金は偶数月の支給時に所得税が源泉徴収されていますが、これはあくまでも、源泉徴収の計算ロジック(簡便式)による“仮算定”であり、基礎的控除と人的控除のみを反映したものです。実際に支払った社会保険料の総額(国保料や介護保険料など、年金支給時の「みなし支給額」算出時に差し引かれない分を含む。)や、公的年金等控除の正確な額は、毎回の源泉徴収段階では反映されません。これらは確定申告を行うことで初めて考慮され、正しい税額が確定します。

従って、年金収入が400万円以下であっても、申告すれば過大に源泉徴収された税金が還付される場合があります。「申告の義務が免除される」ということは、「申告しても還付がない」という意味ではありません。払い過ぎを防ぐためにも、確定申告を積極的に活用しましょう。

※ 確定申告することで、追加で所得税を支払う必要が生じる場合もあるため、事前に税務署に問い合わせすることが望ましいです。

#### ② 公的年金等の源泉徴収票について

公的年金の源泉徴収票は、その年に受け取った年金額、源泉徴収された所得税額、差し引きされた社会保険料額などを証明する重要な書類です。翌年1月下旬頃までに、日本年金機構や共済組合から送付されます。

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票												見本					
支 受け 払 る 者 者	住所又は居所	102-0084 東京都 千代田区 XXX XXX															
		(フリガナ) ネンキン タロウ		年金証記号番号		8 XXX X 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1		生年月日	明	大	昭	平	年	月	日		
氏名		年金 太郎					明	大	昭	平	年	月	日				
区分				支 払 金 額				源泉 徹 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分																	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分																	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分				1:2 3:4 5:6 7								9:9 9					
所得税法第203条の3第7号適用分																	
本 人		被扶養対象配偶者の有無		控除対象扶養親族の数		扶養子の扶養親族の数		被扶養者の数		本財付帯である親類の数		社会保険料の額					
被扶養者	その他の被扶養者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他	人	人	人	人	人	千 円			
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族									
(フリガナ)		区 分		1 (フリガナ)		区 分		1 (フリガナ)		区 分							
氏名		年金 花子		1 氏名		区 分		1 氏名		区 分							
(摘要)		2 (フリガナ)		区 分		2 (フリガナ)		区 分									
支 払 者		名 称		全国市町村職員共済組合連合会													
者		所 在 地		東京都千代田区二番町2番地													
電話番号		03-5210-4618		法 人 番 号		4010005002573											

#### ア 源泉徴収票の見方

老齢又は退職を給付事由とする年金を共済組合から複数受給している方は、それぞれの年金を合算した源泉徴収票が1枚発行されます。公的年金の源泉徴収票には、その年に受け取った年金の「支払金額」(総額)、「源泉徴収税額」及び特別徴収された「社会保険料の額」(総額)などが記載されています。

※1) 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、下表のとおり区分しています。令和6年分の扶養親族等申告書を提出された方は、第1～3号に該当し、提出されていない方は、第4～6号に該当となっています。

所得税法第203条の3 第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受けている方
所得税法第203条の3 第2号・第5号適用分	退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3 第3号・第6号適用分	老齢厚生年金を受けている方 退職共済年金(経過的職域加算額)を受けている方 退職年金(退職等年金給付)を受けている方
所得税法第203条の3 第7号適用分	当組合が加入する連合会では、記載対象となる年金を支給していないため、必ず空欄となります。

「支払金額」は、その年に支払われた年金の総額(税・社保控除前)。ここから税や社会保険料が差し引かれます。住民税・森林環境税の特別徴収分はこの票には表示されません。

「源泉徴収税額」は、年金から差し引かれた「所得税+復興特別所得税」の合計で、年内の源泉徴収分を合算表示しています。

※2) 提出された令和6年分の扶養親族等申告書に基づき「\*」印又は人数を記載しています。

令和6年分の扶養親族等申告書の提出が必要ない方については、空欄としています。

「社会保険料の額」は、年金から特別徴収された社会保険料の合計(国保・介護・後期高齢医療など)を示しています。先に説明したように、毎支給月の源泉徴収時には、これを差し引いた後の年金の「みなし支給額」を起点として仮の税額を算定しています。

一方で、公的年金等控除額や最終的な課税所得額は記載されません。これらの控除は、翌年の確定申告や住民税の計算時に適用されるためです。源泉徴収票は、あくまで支給実績と源泉徴収税額を証明する書類である点に注意してください。

## イ 利用方法

### a 確定申告・還付申告

年金収入額、源泉徴収税額、社会保険料控除額の証明として使用します。控除適用後の正しい税額を計算し、必要に応じて還付を受けたり、公的年金以外の所得に係る所得税を精算したりするために必要です。

### b 住民税申告

確定申告が必要ない場合でも、副収入がある場合などは市町村への住民税申告の際に提出します。

### c 保管

翌年の申告が終わるまでは必ず保管しておいてください。

## ウ 「公的年金等控除額」が記載されない理由

### a 公的年金等控除は「申告時に適用される控除」だから

公的年金等控除は、年間の公的年金収入総額に応じて所得金額を計算するための控除です。適用の場面は、確定申告や市町村の住民税計算時であり、年間総額が確定しない偶数月ごとの源泉徴収の段階ではまだ使用されません。

b 源泉徴収票の役割は「支給実績の証明」

源泉徴収票は、その年にいくら年金が支払われ、いくら税や社会保険料が差し引かれたかを証明するためのものです。

受給者がこれを基に公的年金等控除を適用して所得金額を計算し、申告するという流れになっています。

① 【注意】 源泉徴収票の記載額が「最終的な税額」ではありません。確定申告等でこの書類を用い、公的年金等控除や社会保険料控除などを反映させることで、最終的な税額が決まります。

③ 住民税申告

住民税は、前年の所得に基づいて市町村が課税する税金です。公的年金を受給している方の場合、年金支払者（日本年金機構など）から市町村に対し、「公的年金等支払報告書」が提出されることで、前年に受給した公的年金と差し引かれた社会保険料が通知されるため、原則として申告は不要です。ただし、ご自身で支払った生命保険料や医療費等がある場合、住民税の軽減を受けるためには「住民税申告」が必要となります。

ア 申告が必要なケース

- a 副収入がある場合→給与や事業所得、不動産所得、その他の雑所得など（確定申告が不要となる20万円以下の少額でも対象）を得ている場合
- b 医療費控除、配偶者控除などを受けたい場合

イ 準備する書類

- a 公的年金の源泉徴収票→年金収入額、社会保険料額の証明に使用
- b 公的年金以外の収入がある場合、その支払額の確認ができる書類（給与の源泉徴収票、報酬の支払調書、事業に関する収支内訳書等）
- c 各種控除証明書（生命保険料、地震保険料、医療費控除の明細書など）

ウ 申告の方法

住民税申告は、住所地の市町村へ提出します。通常、毎年2月中旬から3月中旬までが受付期間です。詳細は市町村にご確認ください。

エ 注意点

- a 所得税の「確定申告不要制度（年金収入400万円以下、他の所得20万円以下）」は、住民税には適用されません。
- b 住民税は所得を合算して課税されるため、少額の副収入も申告漏れがないよう注意してください。
- c 確定申告をした場合は、住民税申告は不要です（税務署から市町村へ情報が送られるからです。）。

① 「確定申告不要」でも「住民税申告不要」とは限りません。上記以外にも確定申告や住民税の申告が必要な場合があります。忘れずに市町村へ申告しましょう。

詳しくは、所管の税務署か、お住まいの市町村の税務担当窓口へお訊ねください。

## ▶ 第6章 年金待機者Q & A

### Q1 | 退職後の年金について相談したいのですが、どこに相談すれば良いですか？

A | 退職後(年金待機者)の相談窓口は、次のいずれかになります。

ア 公務員期間に係る年金や、公務員独自の年金について相談したい場合

→仙台市職員共済組合 年金係 電話:022-214-1227

イ 第1号厚生年金被保険者期間に係る年金や、老齢基礎年金、振替加算等の詳細について相談したい場合

→お住いの地域を管轄する年金事務所

※ 年金に関する一般的な事項についての相談は、どちらの機関でも対応しています。ただし、相談者様の加入歴等によっては他機関への問合せを依頼される場合もありますので、予めご了承ください。

### Q2 | 退職後に引越しをした場合に必要な手続きは？

A | 共済組合まで、「年金待機者異動報告書」により、住所変更の手続きが必要です。

届出がないと、年金請求書をはじめ、共済組合から送付する書類が正しく送付されないことになります。また、婚姻等により氏名が変わった場合にも届出が必要です。

### Q3 | 退職後は当面再就職するつもりはなく、任意継続組合員になる予定ですが、年金で何か手続きが必要ですか？

A | 任意継続組合員は医療保険の制度ですので、年金制度の方は、60歳まで国民年金に加入する必要があります。

ただし、厚生年金被保険者の被扶養配偶者になる場合は、国民年金第3号被保険者となるため、加入の手続きは不要です。

なお、子の被扶養者になる場合には、国民年金第3号被保険者とはならず、国民年金への加入手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

### Q4 | 退職後、扶養していた配偶者の年金手続きも必要ですか？

A | これまで扶養されていた配偶者の方は、国民年金第3号被保険者という扱いになりました。あなたの退職後、配偶者の方を含め、2人とも無職又は自営業等で厚生年金保険に加入しない場合、60歳になるまでは、配偶者の方もあなたと一緒に国民年金第1号被保険者に切り替える手続きが必要です。

### Q5 | 65歳になれば自動的に年金の支給が始まりますか？

A | 年金の支給は自動的には始まりません。年金を受給するためにはご自身で年金請求の手続きをする必要があります。

請求手続きは「年金請求書」を添付書類とともに提出します(この「年金請求書」は、登録された住所へ自動的に送付されます。)。

年金請求の権利は5年で時効となりますので、早めに手続きを行ってください。

## **Q6 | 年金請求書が届きません。どうすればいいですか？**

**A |** 年金請求書は、最後に所属していた実施機関(例えば、退職後どこにも就職しない場合は当共済組合)から65歳の誕生日の2~3か月前に送付されます。誕生日を過ぎても年金請求書が届かない場合は、最後に所属していた実施機関へお問合せください。登録されている住所や氏名が違っているかも知れません。

## **Q7 | 年金請求書を提出した後、年金が支給されるまでどのくらい掛かりますか？**

**A |** 初回の支給は、請求書の提出から概ね3か月前後になります。  
年金の支給が決定されると、年金決定通知書及び年金証書が届きます。  
その後、年金の支給が始まります。年金証書は再就職した時などに必要になりますので、大切に保管してください。

## **Q8 | 年金の支給日はいつですか？**

**A |** 年金の支給は2, 4, 6, 8, 10, 12月(偶数月)の年6回です。  
原則として、支給月の15日(土日祝日のときは直前の平日)に、支給月の前月と前々月の2か月分が後払いで支給されます。

## **Q9 | 年金から税金が差し引かれると聞きましたが、何税が引かれるのでしょうか？**

**A |** 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当します。そのため、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます。障害年金・遺族年金は非課税です。  
また、お住まいの市町村と年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料及び住民税等が特別徴収されます。

その他よくある質問については、仙台市職員共済組合のホームページにも掲載されています。[\(https://sendai-kyosai.or.jp/faq/choki.html\)](https://sendai-kyosai.or.jp/faq/choki.html)

 仙台市職員共済組合



## **定年を迎える方のための 年金サポートブック**

---

令和8年1月

編集・発行 仙台市職員共済組合  
仙台市青葉区上杉1丁目5-15  
日本生命仙台勾当台南ビル2階

印刷 株式会社 阿部紙工 仙台営業所

当組合の公式ホームページもご覧ください。

